

対馬博物館 紀要 1 2025.3

- 対馬の戦後美術史研究 — 007
特別展「対馬の美術 I 対馬に生きた画家たち」開催に伴う調査を中心に
小栗栖まり子
- 対馬博物館における展示ケース企画から制作まで — 029
古代展示室の企図と成果
尾上博一
- 自然史標本資料の取り扱いに関する法規・条例 — 051
谷尾崇



対馬博物館紀要

1

ごあいさつ

このたび、対馬博物館研究紀要創刊号を刊行いたしました。

対馬博物館は令和4年4月30日、市民の皆様の地域への愛着を育み、本市の交流人口の拡大に貢献すること目指して開館し、今春で3周年となります。

これまで平常展示や特別展示などで取り上げてきた学問領域は、歴史、考古、自然史、民俗、美術など、多岐にわたっていますが、対馬の豊かな自然と歴史、文化と芸術、そして対馬の人々の暮らしの一部を紹介したに過ぎません。

ところで、博物館活動は展示をはじめ、博物館資料の収集・保管、普及活動のほか、調査研究によって成り立っています。とりわけ当館のような地域館においては、地域に根差した積極的な調査研究が博物館活動を多彩で豊かなものとし、博物館発展の原動力となると信じています。

本号は考古、自然史、美術を担当する館員が開館以来、問題意識を持って取り組んだ調査・研究の成果を論文もしくは報文としてまとめ、公開するものです。皆様の地域学習や対馬研究の一助となれば幸甚です。

なお、次号からはさらに内容を深めるとともに、歴史なども加えて誌面の充実を図る所存ですので、関係各位におかれましては、引き続きご指導とご叱正を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月31日

対馬博物館

館長 町田一仁

目次

| | |
|--|--------|
| 対馬の戦後美術史研究 | —— 007 |
| 特別展「対馬の美術 I 対馬に生きた画家たち」開催に伴う調査を中心に 小栗栖まり子 | |
| 対馬博物館における展示ケース企画から制作まで | —— 029 |
| 古代展示室の企図と成果 尾上博一 | |
| 自然史標本資料の取り扱いに関する法規・条例 | —— 051 |
| 谷尾崇 | |

対馬の戦後美術史研究

特別展「対馬の美術 I 対馬に生きた画家たち」開催に伴う調査を中心に

小栗栖まり子

はじめに

対馬博物館では、2024 年春に特別展としては初めての美術展「対馬の美術 I 対馬に生きた画家たち」を開催した（以下、「本展」とする）。¹これは、2020 年から筆者が調査研究してきたものを基盤として構成した展覧会である。

本展では、対馬の戦後美術を展開した画家たちの中から、津江篤郎（1915–2003 年）、^{つのえとくろう}青木秀文（1931–2023 年）、^{あおきひでふみ}藤崎利明（1935–2022 年）、^{ふじさきとしあき}の 3 名を紹介した。

今日の対馬における美術界の現状は、戦後の対馬を舞台に活動した画家たちの多くが高齢化、もしくは亡くなる中、彼らと交流があった地域の人たちや教え子までも高齢化が進み、当時の画家たちの活動について語るができる人たちがどんどんと減少している。画家に関する資料がわずかにしか残されていない状況で、当時を知る人たちから聞き取り調査や資料の提供を募るには刻々と調査の期限が差し迫っている状況である。

筆者は 2020 年に青木秀文本人への聞き取り調査を行ったことをきっかけに、対馬の戦後美術に関する調査研究に取りかかった。彼らの軌跡を掘り起こす中で対馬の戦後美術史年表²を作成し、その調査内容をもとに対馬の近現代美術史を集約して企画したものが

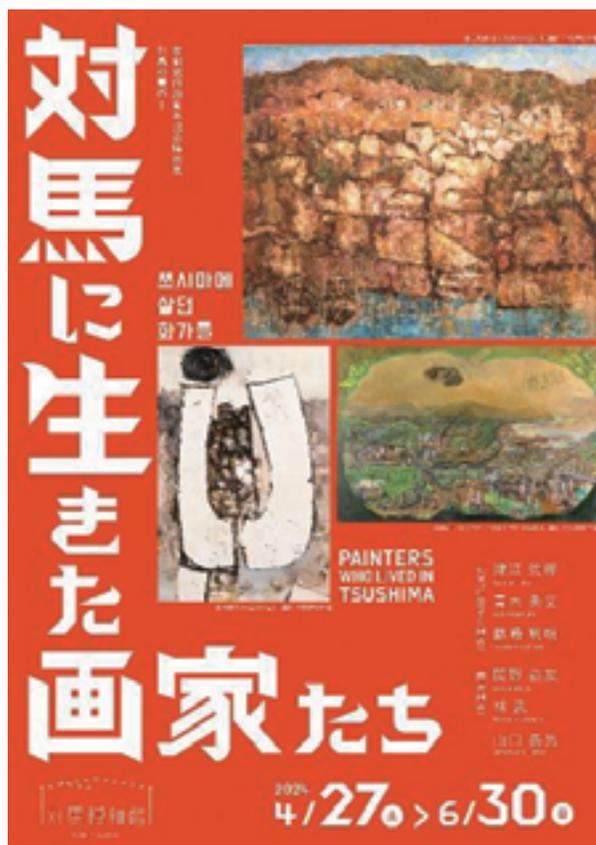


図 1
展覧会チラシ

本展である。

本展の目的は、中央画壇から遠く離れた国境の島・対馬で地に根を下ろして画業に勤しんだ画家たちを初めて地元の博物館で紹介することだけでなく、彼らを知る方を探しだし、博物館が少しでも多くの口述資料を収集、保存できるようになることでより充実した対馬の戦後美術のアーカイブを構築することにあった。

展覧会の成果として、本展で紹介した3名の画家が新聞やテレビなどのメディアでも広く紹介され、全国的にも認知度が上がったことで、九州を中心として、全国から画家たちに関する関連資料や情報の提供が増え、博物館の画家たちに関するコレクションが少しずつ増えてきている。今後は、これらの資料をもとに、対馬の美術史に肉付けしていくことが課題である。

近代から現代に至る対馬の美術、その素地をつないだアートシーンの動向を考察した本展が、これからの対馬の美術をより盛り上げていく契機になることを願っている。

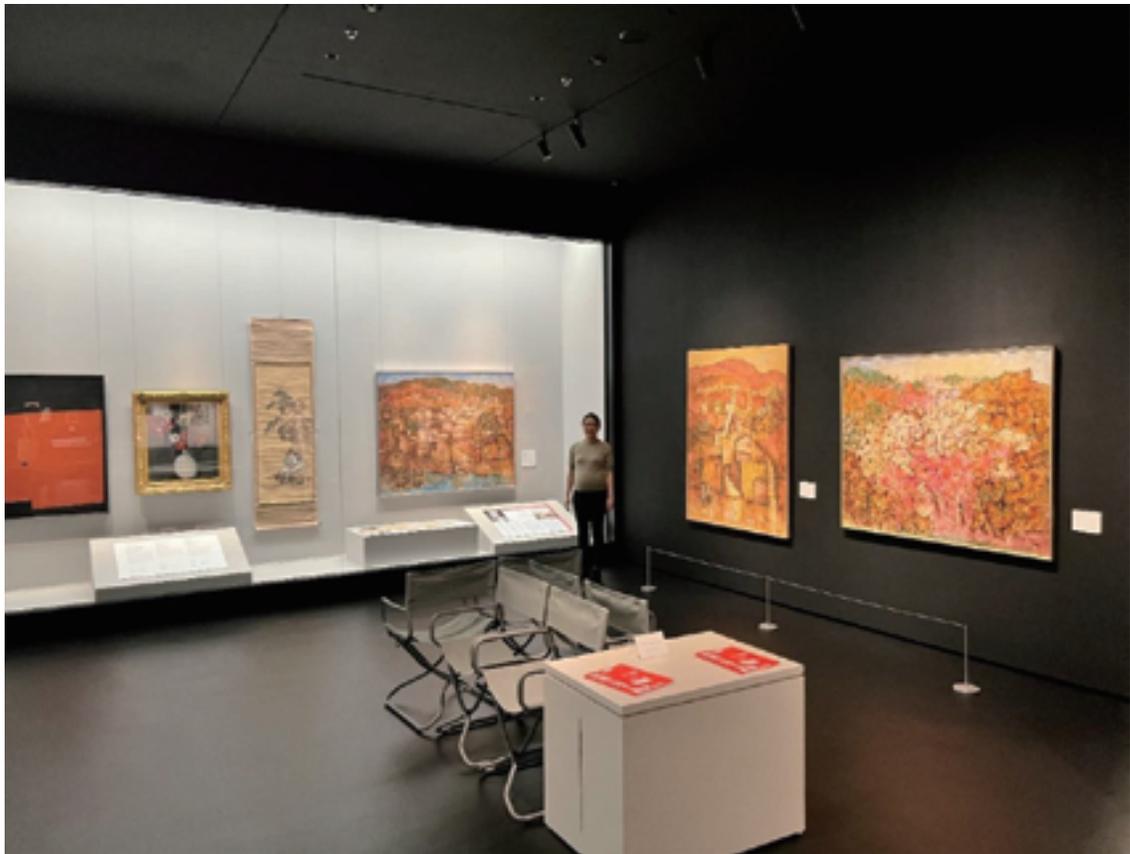


図 2

展覧会会場風景



图 3
展览会会场风景



图 4
展览会会场风景



図 5
展覧会会場風景（提供：宮本初音氏）

対馬の近代以降の美術史

対馬は古代から今日まで、文物や人が行き来する文化の交錯地点である。そうした観点から、これまで対馬の古美術史はさまざまな場面で取り上げられ、研究されてきた。しかし、対馬の近代以降の美術史についてはこれまでまとめられたことがなく、その動向を知る人は少ない。だが、対馬は近代以降も、画家たちの活動の拠点として途切れることなく貢献してきた。そして、現在でも彼らが創作の原動力を求めて訪れる地であり続けている。「対馬の美術」が今日まで脈々と続いているのは、中央画壇から遠く離れた国境の島・対馬に生き、力強く根を張って活動した画家たちがいたからこそである。

本展では、「対馬の美術Ⅰ」と題し、今後も継続して対馬の美術について紹介していくことを示しているが、それは、対馬の「絵」をはじめとした美術全般に関する歴史をまとめていく必要があるからである。

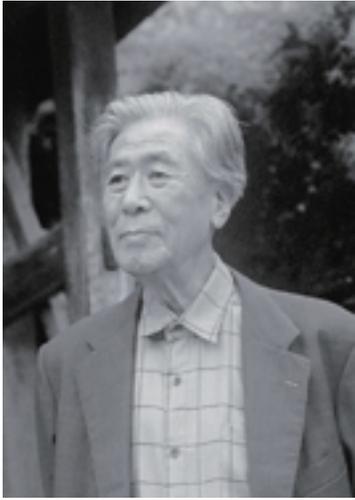


図 6
津江篤郎



図 7
青木秀文



図 8
藤崎利明

近世から近代にかけての対馬の美術

近代以降の対馬の美術史を語る前に、まず近世から近代にかけて、どのような対馬ゆかりの人物が絵画の創作に携わっていたかを整理しておく。対馬を治めた宗家の一族には、書画を得意とし、亀の絵を好んで描いた第32代宗義和（1818-1890年）や、同じく書画を好み、山水、人物、花卉に長じた宗星石（本名、重望。1867-1923年）がいる。その星石から南画を学んだ古森半佛子（本名、泰。1864-1937年）や対馬藩に仕えた関野益友（本名、宣三。1840-1929年）も絵を描いた。また、義和の孫で英語学者であった宗武志（1908-1985年）は、詩や油絵といった創作活動に精力的だった。仏教美術が伝来し、全国から一級の品が集まり、対州焼などの秀逸な美術品が伝わるこの地には、こうした文化芸術を好む素地があったといえる。



図 9
関野益友《武内宿禰図》制作年不詳、紙本著色
個人蔵（長崎県対馬歴史研究センター寄託）

ところで、近代以降、対馬に生きた芸術家は、数的には決して多いとはいえない。むしろ、わずかというのが正直なところだ。対馬は古代から朝鮮半島をはじめとしたアジア東部からもたらされた伝来品や文化を本土につなげる重要な役割を担った地であった。しかし、近代化が進む日本の中で、最新の西洋文化が導入される中央が文化の発信地となり、中央から遠く離れた対馬は、その文化や情報が届くのに時間を要する辺境の地となってしまったことが、その背景であるのかもしれない。そのような状況下にあった対馬の近代美術を語る上で、津江篤郎（以下、津江とする）の存在を欠かすことはできない。それは、彼が近代対馬のアートシーンを牽引した画家であり、対馬の洋画史の幕を開いた人物だからである。

対馬に生きた画家 津江篤郎 ー対馬で、対馬人による洋画史の幕開けー

津江は、先述した関野益友の画室に、3歳になる頃には通い始めていた。幼少期から絵を描くのが得意な少年だったそうだ。対馬で高校まで通った津江は、その後、京都高等工芸学校（現京都工芸繊維大学）図案科に進学する。三井工業学校（現福岡県立三池工業高等学校）の教諭となるが、4年間の兵役につく中で体を壊し、結核を患った。医師から余命半年から1年と宣告され、津江は1948年に同校を退職し、対馬に戻る。帰島当初は商業美術と画家との活動を並行していたが、健康が回復してきたこともあり、同年、自宅で画塾を開いた。高校や幼稚園で非常勤講師も務め、美術教育に力を注いだ。



図 10

津江と対馬の子どもたちとのスケッチ旅行（右：津江）

津江は1953年に出品した二科展で初入選を果たす。自身も余命幾許もないと宣告され、1950年に実父を亡くして哀傷に沈んでいた津江にとって、初入選は喜びもひとしおだったに違いない。津江は対馬に暮らしながらも、中央画壇との関わりを続け続けるため、団体展への出品を続けた。そうした中で、林武や山口長男らと交流を持ち、

第一線で活躍する画家たちの絵画論を学び、島に戻って「美とは何か」をキャンバスと対峙しながら探求し続けた。才能に満ち、人望が厚い津江という画家の存在は、対馬の若者たちに島に生きる表現者としての姿勢に影響を与え、後進を育むことにつながっていく。



図 11
アトリエで作品と向き合う津江

津江篤郎の作品について

津江は、対馬の風景をモチーフとして絵画表現を探究した画家である。彼の作品には、2つの一貫した特徴をみることができる。ひとつはその色で、赤茶色のインディアンレッドを好んで使用している。津江は、結核を患った後は夜の制作を行わなかった。自宅2階の夕陽が差し込むアトリエで、ちょうど筆を置く頃に見る色彩こそ、津江がこだわったこの色だったのではないだろうか。津江の描いた風景の色彩は、夕陽に照らされる対馬の風景を知る者にとって、対馬の穏やかな日常を感じさせる温かみある色調（郷土色）である。



図 12
津江篤郎《漁村》
1965年
油彩・キャンバス

もうひとつの特徴は、マチエールである。作品の画面をスクレーパーナイフで繰り返し削って作り上げる手法は、凸凹のあるマチエールを用いることで画面にレイヤーを生み出している。そこに、表面的表現に留まらず、絵画の平面性を追求し、絵画表現の本質に迫ろうとする、津江の試みを見て取ることができる。

後期になるにつれ、津江はモチーフの実体を表現しようとする絵画性の追求に没頭した。その対象として多く登場するモチーフが、「石垣」である。津江は、石垣について、「石積みの形や配置は、抽象的に思わせるが、あくまでも具象であり、教えられることが多い。」³と書いている。津江は、「石垣」こそ、絵画の本質を描き出すにふさわしい表現的要素を兼ね備えたモチーフだと感じたのだろう。「この石垣を、造形作品として美術館にデンと置いてみれば、今流行の前衛作品等を堂々制するであろうと、夢のようなことを考えている。」⁴と述べている。津江は、自身の創作に新たな展開をもたらす可能性を秘めたモチーフとして、「石垣」に大きな魅力を感じていたことがわかる。



図 13

津江篤郎《島の春》1999年、油彩・キャンバス

対馬美術協会の誕生

帰島した年、津江は島内の美術教員たちと共に「対馬美術協会」を立ち上げる。福岡県美術協会が1940年、長崎県美術協会が1956年に結成されていることから、対馬での美術協会結成の動きは早い。津江は中央画壇に刺激を受けつつ、協会の活動の中で仲間が集うことで生まれる力を知ったに違いない。その力で今度は中央ではなく地方から全国のアートシーンを盛り上げていこうという気運が、対馬の美術仲間たちの中に沸き起こったのではないだろうか。

こうして対馬のアートシーンが盛り上がりの兆しを見せる中、長崎大学で美術を学んだ青木秀文、続いて藤崎利明が教員として対馬に戻ってくる。この2名も美術協会のメンバーに加わり、津江らと活動を共にした。



図 14
長崎県展の移動展で作品を批評する津江
(右から2番目)と青木(左から2番目)
(厳原公民館、1980年頃)



図 15
津江宅にて(中央:津江)

1964年に協会は一度解散し、「対馬洋画研究会」として再出発する。メンバーが切磋琢磨しながら入賞を目指して長崎県展へ応募するなどしていた様子が、洋画研究会の会報誌「道祖神」に記されている。この会報誌には事細かなメンバーの近況が報告されており、仲間とのつながりを大切にしながら展覧会の企画や情報共有に努めていたことがわかる。そこには、中央の画家たちが集うことで変革を起こす姿に刺激を受けつつも、国境の島、対馬から新たな美を生み出し、発信していくのだという想いがあったに違いない。

彼らは、対馬島内のさまざまな活動においても、創作を通して貢献した。島内の研究会や教育委員会が発行する冊子や教科書の表紙の絵の多くは、彼らによって描かれたものだった。また、津江や青木、藤崎は3名一緒に小学校で絵画教室を開いていたし、津江や青木は高齢になっても地域の人たちに絵を教え続けた。藤崎も、退職後は

さらに精力的に対馬の戦争や歴史文化を伝えようと本や絵画などさまざまな形で創作活動に打ち込んだ。



図 16
『対馬風土記』第8号
表紙：津江篤郎



図 17
『対馬の自然と文化』第24集
表紙：藤崎利明

1999年の「道祖神」に掲載された会員名簿に藤崎の名はなく、脱退していたことがわかるが、対馬の画家たちとの交流は続いていたようだ。2000年になると、青木が中心となって美術協会で日韓交流美術展を立ち上げる。津江はその3年後に亡くなるが、仲間の大切さと、より広く多くの画家たちとの交流を持つことを説いた津江の意思は青木に受け継がれる。青木がいたからこそ、今日までこの日韓交流美術展は続いているのである。戦後、対馬に生きた画家たちの活動によって、美術は広く地域の人に愛されるようになった。



図 18
対馬洋画研究会・対馬美術協会の会報と展覧会案内ハガキ、リーフレット



図 19
対馬洋画研究会報 創刊号 (1975年2月3日刊行)

対馬に生きた画家 青木秀文

青木は釜山府西町に生まれたが、1945年の釜山中学2年在学中に終戦を迎え、母の郷里であった対馬に引き揚げることになる。幼少期から絵を描くことが好きだった青木は、銀行員になってほしいという親の意に反して、美術を学ぶために長崎大学学芸学部に進学する。1952年に大学を卒業し、長崎県の教員として対馬に戻ってくる。

画業としては、1957年に長崎県展に初入選し、1963年には二紀展に初入選を果たす。その後も県展などに精力的に出品を続けながら、地域で絵画教室や絵はがき教室を開き、地域の美術振興に尽力した。晩年まで対馬美術協会や日韓の美術交流を牽引し、対馬美術協会の顧問を務めた。



図 20

青木のノートの中には、美術を鑑賞し語らう時に必要となる韓国語が時折カタカナでメモされている。退職後に市の韓国語講座に通ったほど、青木は日韓交流への情熱を持っていた。亡くなる数日前にもご息女に対馬の日韓美術交流の今後について語ったほどである。⁵青木自身が釜山に生まれたということも由縁のひとつであると考えられるが、より多くの画家と交流する場を持つことは、対馬で制作する人たちの成長に必ずつながるといふ強い思いがあったからだ。それを表すかのように、2000年に立ち上げた日韓交流美術展は、隔年で開催地を日韓交互にしながら毎年開催を続けている。

青木が校庭で美術の授業をする様子
(1965年頃)

青木秀文の作品について

1966年に制作した《作品》は、その年に開催された第11回長崎県展で毎日新聞社賞を受賞した。審査員であった山田正孝は、「強い大胆な構図と落ち着いた色彩。構成と色彩の成功した作品である。」⁶と評した。色調は異なるが、《Gate No.3》(p.40_No.31)と構図が類似している。青木は、自身の抽象作品の四角い形態のモチーフが石であると述べている。⁷初期に描いた本作をみると、中心部に描かれている形態は、たしかに対馬の石垣を連想させる。

中期になると、色と形の構成にリズムカルさが加わる。ジャズを聴きながら制作していたという青木の身体感覚を迫体験するかのようである。



図 21

青木秀文《作品》1966年

油彩・キャンバス

青木が描き続けた抽象作品、「フォルム」シリーズは、ギリシャ神話の「イカロス」をイメージして描かれたものである。自身の心の中にある原風景をテーマとし、「内在する美しいものを求めてイメージを昇華させたい」⁸と願い、内なる世界の展開を試みて、青木はキャンバスと対峙し続けた。青木の作品を構成する要素として、作品タイトルにも多用されているフォルムともうひとつ、色の存在がある。初期では落ち着いた色彩を使用した。中期は青、後期にはカドミウムレッドの赤へと変化していく。この変遷は、内在するイメージを絵画表現としてキャンバスに定着させるために、色という存在が重要な要素であったことを物語っている。



図 22

青木秀文《フォルム 2004-1》2004年、油彩・キャンバス

対馬に生きた画家 藤崎利明

藤崎は対馬の厳原町に生まれた。1955年に長崎大学学芸学部を卒業し、青木と同じく長崎県の教員として対馬に戻ってくる。1995年に退職した後は、県立対馬歴史民俗資料館研究員として4年間勤務した（津江も同館研究員として勤務している）。対馬美術協会にメンバーとして加わったが、途中で脱退している。

教職員時代は長崎県展に出品を続けた。いつ頃からか県展への出品は途絶えるが、創作の幅はさらに広がりを見せている。2016年には県展に再び出品し、《いくさをいきぬいた村》が県教育委員会賞を受賞した。これが遺作となる。郷土の歴史文化や姿を後世に伝えたいという強い思いから、戦争、民俗文化、学校生活などの記録画や、風景画を多く残しており、対馬の戦中戦後を記録した画家である。

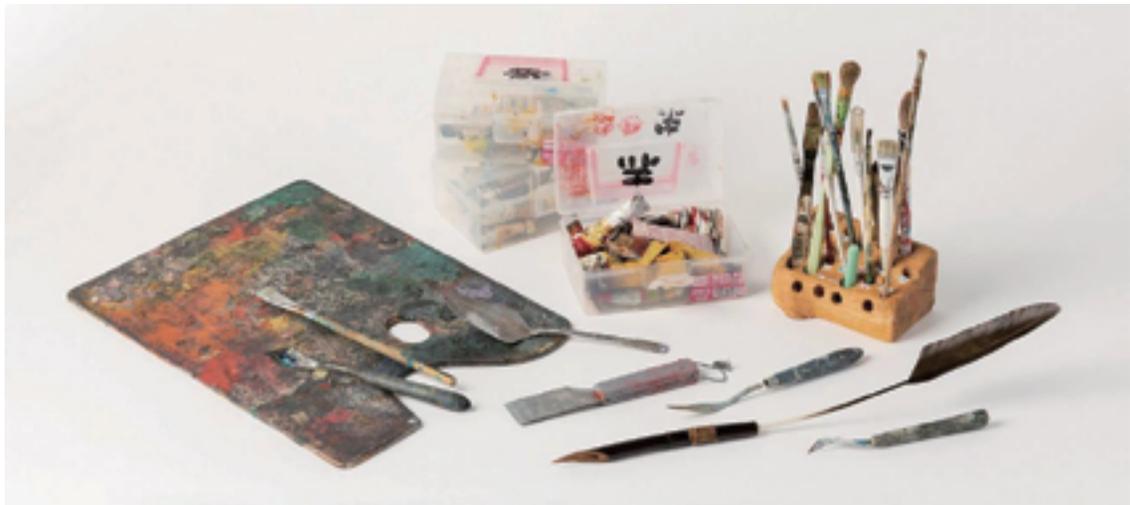


図 23

藤崎が使っていた画材道具

藤崎利明の作品について

藤崎の油彩画には、何かを呑み込もうとするような暗闇や暗さが必ず画面のどこかに潜んでいる。これは戦争や過疎に向かう対馬に対する想いや記憶、藤崎がふるさと対馬で出会った色彩の表れと思われる。藤崎は初期から後期に向かうにつれ、鮮やかな色彩を用いるようになる。《防人島さきもりじまの春祭りの日》は、その過渡期に描かれた作。暗い色調で描かれた背景の上に、比較的鮮やかな色彩で花や漁網、人物の表情を描いている。《いくさをいきぬいた村》でも、後景は暗い色調で描かれているが、前景から中景にかけて登場する人物や暮らしの様子を鮮やかな色彩で描いている。村の中の出来事を語りかけてくるこの絵は、見る者をまるで舞台を鑑賞しているかのような感覚に

導く。



図 24

藤崎利明《過疎の祭り》

1972年、油彩・キャンバス



図 25

藤崎利明《いくさをいきぬいた村》2016年夏、油彩・キャンバス

対馬にしがみついた作り手たち

残念ながら、2003年に津江が、2022年に藤崎、そして、2023年には青木が亡くなり、彼らが生きた時代や彼らが仲間と展開した活動を語れる人は少なくなってしまう。しかし、生前の青木にインタビューを行い、話を聞くことができたこと、本展で扱う3名の画家の遺族や関係者が時間と手間を惜しまず資料や情報を提供して下さったおかげで、ようやくひとつの展覧会にまとめることができた。

最後に付記しておきたいことは、本展のタイトル、「対馬に生きた画家たち」とは、決して本展で扱った3名だけを指すものではないということだ。これは対馬で創作の世界と対峙したすべての画家を指しているのである。そして、彼らはただ「対馬に生きた」のではない。中央から遠く離れた国境の地、最新の美術界の情報も満足に届かなかった地で、「美の本質とは何か」を対馬の地に腰を据えて探求し続けた。藤崎は、彼らの営みを表す的確な言葉を遺している。「岩にしがみつくおがみぜ⁹にも負けず対馬にしがみつき 82年です」。¹⁰対馬に生きた画家たちは、まさにしがみつき続けたのだ、この地だからこそ生み出せる美の形があると信じて。

彼らが築いた美術史を語り継ぎ、彼らの画業を顧みることは、これからの対馬の美術を背負う者にとって、新たな対馬の美術の展開を迎える契機となるのではないだろうか。

¹ 市制施行20周年記念特別展「対馬の美術Ⅰ 対馬に生きた画家たち」(対馬博物館、2024年4月27日-2024年6月30日)

² 別添「対馬美術史年表(近現代)」

³ 津江篤郎発行「表紙解説」『対馬風土記』第33号、対馬郷土研究会、1977年

⁴ 津江篤郎発行「表紙解説」『対馬風土記』第33号、対馬郷土研究会、1977年

⁵ [インタビュー] 川原晶子氏(青木氏のご息女)、[インタビュアー] 小栗栖まり子、川原氏宅、2023年3月29日

⁶ 「県展毎日新聞社賞」『毎日新聞』1966年

⁷ 「美術情報」『芸術公論』3月号、日本美術出版、1999年

⁸ 青木秀文「あとがき」『青木秀文作品集』青木秀文、2021年

⁹ 標準和名「カメノテ」のこと

¹⁰ 藤崎利明「歴史に記録されなかったあのころの対馬：太平洋戦争を前後して」対馬市教育委員会文化財課、2011年、p.88

対馬美術史年表（近現代）

| 年 | 対馬の主なできごと | 対馬の美術の動向 | 洋画（中央）の動向と主なできごと |
|------|------------|--|---|
| 1840 | 天保11 | [関野益友] 関野益友（宣三）生まれる。 | |
| 1864 | 文久4 元治元 | [古森半佛子] 古森半佛子（泰）生まれる。宗星石（重望）に師事。 | |
| 1867 | 慶応3 | [宗星石] 宗星石生まれる。 | |
| 1871 | 明治4 | 廃藩置県。7月に厳原県となり、9月に伊万里県に合併。 | |
| 1872 | 明治5 | 伊万里県を佐賀県と改称。対馬、佐賀県から長崎県へ移管。 | |
| 1873 | 明治6 | | ウィーン万国博覧会開催、明治新政府参加。 高橋由一、日本橋浜町に画塾天絵楼を開く。 |
| 1876 | 明治9 | | 工部美術学校創設。 |
| 1877 | 明治10 | 竹敷港が海軍港となる。 | 西南戦争が始まる。 第1回内国勲業博覧会開催。 |
| 1878 | 明治11 | | フェロノサ、東京大学文学部教授になる。 工部美術学校西洋画教師フォンタネージが健康上の理由で辞任、帰国。 |
| 1880 | 明治13 | | 工部美術学校西洋画教授にサン・ジョバンニが招かれる。 京都府画学校創立。 |
| 1881 | 明治14 | | 第2回内国勲業博覧会開催。 |
| 1882 | 明治15 | [古森半佛子] 古森泰、1882年頃長崎医学校入学。 | 第1回内国絵画共進会開催、洋画の出品は拒否される。 |
| 1884 | 明治17 | | 第2回内国絵画共進会が開催されるが、洋画は除外される。 |
| 1888 | 明治21 | | |
| 1889 | 明治22 | | 東京美術学校開校。 |
| 1890 | 明治23 | | 第3回内国勲業博覧会開催。 |
| 1893 | 明治26 | | シカゴ万博博覧会開催、洋画家不出品。 |
| 1894 | 明治27 | [古森半佛子] 古森泰、厳原に協立厳原病院を開業、医療に従事。 | 日清戦争が始まる。 |
| 1895 | 明治28 | | 第4回内国勲業博覧会開催。 |
| 1896 | 明治29 | | 東京美術学校に西洋画科設置。 |
| 1898 | 明治31 | [宗星石] 宮内省式部職掌典に就任。 | |
| 1900 | 明治33 | 万関瀬戸の開削、万関橋の架橋。 | パリ万国博覧会開催。 文学美術専門雑誌『明星』創刊。 |
| 1902 | 明治35 | [宗星石] 伯爵を襲爵。36代当主となる。 | |
| 1903 | 明治36 | | 第5回内国勲業博覧会開催。 |
| 1904 | 明治37 | [宗星石] 貴族院伯爵議員に選出される。 | 日露戦争が始まる。 |
| 1905 | 明治38 | 対馬沖海戦。露艦ナヒモフ号乗組員が上対馬町茂木浜に上陸。 総町村立対馬中学校が開校される。 | |
| 1907 | 明治40 | [宗星石] 貴族院伯爵議員を辞職。 | 第1回文部省美術展覧会（文展）開催。 |
| 1908 | 明治41 | [古森半佛子] 古森泰、第10回衆議院議員総選挙に出馬し、当選。 | |
| 1909 | 明治42 | | 文芸雑誌『スバル』創刊。 |
| 1910 | 明治43 | | 文学美術専門雑誌『白樺』創刊。 韓国併合により、朝鮮半島が日本領となる。 |
| 1911 | 明治44 | 対馬で初めて一般住宅用の電灯が厳原市街にともる。 | |
| 1913 | 大正2 | | 文展第二部を二科制にすべきとの建議書が文部省に出される。 |
| 1914 | 大正3 | | 第一次世界大戦が始まる（～1918）。 第1回二科展開催。 |
| 1915 | 大正4 | [津江篤郎] 津江（内野）篤郎、対馬厳原に生まれる。 | |

| | | | | |
|------|------|--|---|--|
| 1918 | 大正7 | 米騒動起こる。厳原幼稚園設立。 | [津江篤郎] 3歳の時に関野益友の画室に通いはじめる。 | |
| 1919 | 大正8 | | [津江篤郎] 「津江學」の養子となり 津江姓となる。 | 帝国美術院設立（帝展）。 |
| 1921 | 大正10 | | | 倉敷で大原孫三郎のコレクションが公開される。 |
| 1923 | 大正12 | | [宗星石] 東京で没す。57歳。 | 関東大震災。 |
| 1925 | 大正14 | | | 国画創作協会に第二部（西洋画）が新設される。 |
| 1926 | 大正15 | | | 東京府美術館開館。 |
| 1929 | 昭和4 | | [関野益友] 没。90歳。 | 世界恐慌。 |
| 1930 | 昭和5 | | 浅川伯教による『対州窯と釜山窯』の刊行。 | 独立美術協会創立。 |
| 1931 | 昭和6 | 宗武志・徳恵姫挙式、夫婦で対馬を訪問。 | [青木秀文] 青木秀文、釜山府西町に生まれる。 | 満州事変。 |
| 1933 | 昭和8 | | [津江篤郎] 対馬中学校卒業し、京都高等工芸学校（現・京都工芸繊維大学）図案科入学。 | 国際連盟脱退。 |
| 1934 | 昭和9 | 厳原～小茂田間の電話が接続し、対馬町村連絡電話架設事業が完了。 | | |
| 1935 | 昭和10 | | [藤崎利明] 藤崎利明、対馬厳原に生まれる。 | |
| 1937 | 昭和12 | | [古森半佛子] 没。74歳。 [津江篤郎] 京都高等工芸学校卒業し、三井工業学校教諭へ。その後 内地勤務の兵役として4年間ほど服役。 | 日中戦争が始まる。 帝国芸術院創設。 |
| 1938 | 昭和13 | | | 国家総動員法公布。 山口長男らが九室会を結成。 |
| 1939 | 昭和14 | 対馬島経済更生委員会により、島内の食糧増産運動に取り組むとともに生活の統制が厳しくなる。 | | 第二次世界大戦始まる。 |
| 1940 | 昭和15 | | | 紀元二千六百年奉祝美術展開催。 |
| 1941 | 昭和16 | | | 太平洋戦争始まる。 |
| 1944 | 昭和19 | | [津江篤郎] 歌野光子と結婚。 | 情報局の指令によって美術展覧会取扱要綱が決められる。 |
| 1945 | 昭和20 | 博多～対馬間の定期船珠丸が触雷沈没。 アメリカ軍将兵約300人が厳原に上陸、対馬の占領始まる。 | [青木秀文] 釜山中学2年在学中に終戦、対馬に引き揚げる。 | 広島・長崎に原爆が投下される。 太平洋戦争・第二次世界大戦終戦。 朝鮮が日本から独立。 |
| 1946 | 昭和21 | | | 第1回日本美術展覧会（日展）。 GHQが戦争画150余点を押収。 日本国憲法発布。 |
| 1947 | 昭和22 | | | 泰西名画展開催（東京都美術館）。 |
| 1948 | 昭和23 | 中央公民館開館（厳原町）。 | [津江篤郎] 病気のため三井工業学校を退職し、対馬に戻る。回復後、画塾を開く。 [対馬美術協会] 美術の教員らと津江が中心となって「対馬美術協会」を立ち上げる。 | フランス絵画複製展開催（銀座三越）。 |
| 1949 | 昭和24 | | | 東京藝術大学発足。 第1回日本アンデパンダン展（読売アンデパンダン展）開催。 |
| 1950 | 昭和25 | 日本八学会による対馬共同調査（～1951）。 | | 朝鮮戦争が始まる。 |
| 1951 | 昭和26 | | | 「現代フランス美術展」開催（日本橋高島屋）。 日米安全保障条約調印。 サンフランシスコ平和条約調印。 |
| 1952 | 昭和27 | | [青木秀文] 長崎大学学芸学部卒業。長崎県の教員として奉職。 | プリズトン美術館開館。 東京国立近代美術館開館。 |

| | | | | |
|------|------|---|--|---------------------------------------|
| 1953 | 昭和28 | 対馬文化保存会設立。 離島振興法制定。 万松院、長崎県文化財に指定される。 | [津江篤郎] 二科38回展に「赤魚」にて初入選。以降1977年、二科62回展まで連続入選。毎日新聞社にてデザイン部門の賞、日本宣伝美術会の表彰を受賞。「津江篤郎画伯後援会」が発足。 | |
| 1954 | 昭和29 | | | 具体美術協会結成。 |
| 1955 | 昭和30 | | [藤崎利明] 長崎大学学芸学部卒業。長崎県の教員として奉職。 | |
| 1956 | 昭和31 | アーチ橋の万関橋に架け替える。 | | 世界・今日の美術展（日本橋高島屋）。 |
| 1957 | 昭和32 | | [青木秀文] 長崎県展に初入選。 | ミシェル・タピエ、サム・フランシスが来日。 |
| 1958 | 昭和33 | | [青木秀文] 神宮佐津美と結婚。 | 社団法人日展が発足。 |
| 1959 | 昭和34 | | | 国立西洋美術館開館。 |
| 1961 | 昭和36 | | | ソ連の有人宇宙船が地球周回に成功。 |
| 1962 | 昭和37 | | [藤崎利明] 一宮絹代と結婚。 | |
| 1963 | 昭和38 | | [青木秀文] 二紀展に初入選。 | |
| 1964 | 昭和39 | 中央公民館開館（美津島町）。 中央公民館開館（豊玉町）。 | [対馬美術協会] 解散。名称を「対馬洋画研究会」に改め再スタート。 [対馬洋画研究会] 第1回展開催（以降、1992年まで39回開催）。 | 読売新聞社、読売アンデパンダン展中止を通告。 東京オリンピック開催。 |
| 1966 | 昭和41 | | [津江篤郎] 山口長男からの指導を受ける。 | |
| 1968 | 昭和43 | 厳原～比田勝間に対馬縦貫道路が開通。 | | |
| 1969 | 昭和44 | 対馬ビジターセンター完成。 | | アポロ11号月面着陸。 |
| 1970 | 昭和45 | 中央公民館開館（峰町）。 | | 日本万国博覧会開催。 |
| 1971 | 昭和46 | 中央公民館開館（上対馬町）。 | | |
| 1972 | 昭和47 | 厳原～博多航路に「フェリーつしま」が就航。 | | 札幌オリンピック開催。 |
| 1973 | 昭和48 | 東邦亜鉛対州鉱業所が閉山。 | [津江篤郎] 長崎県展審査委員となる。以降審査員を10回務める。 | |
| 1975 | 昭和50 | 対馬空港開港。対馬～福岡間に定期航空路開設。 | [対馬洋画研究会] 会報《道祖神》創刊号発刊。No.3～12を20年間にわたり青木が担当した。 | ベトナム戦争終結。 |
| 1977 | 昭和52 | 中央公民館開館（上県町）。 | | 東京国立近代美術館で戦争記録画が戦後初公開。 国立国際美術館開館。 |
| 1978 | 昭和53 | | [津江篤郎] 現代美術家協会展(現展)入選。会員の推挙を受け、1999年（第55回）まで出品する。 | 新東京国際空港（成田国際空港）開港。 |
| 1979 | 昭和54 | | [津江篤郎] 長崎県立対馬歴史民俗資料館で研究員として勤務（1979～1986年度）。 | |
| 1980 | 昭和55 | 第1回朝鮮通信使行列再現。 | | |
| 1985 | 昭和60 | 対馬藩主宗家墓所、国指定の史跡となる。 | | |
| 1988 | 昭和63 | | [津江篤郎] 個展開催（浜せんアートギャラリー／長崎）。 | |
| 1989 | 平成元 | | | ベルリンの壁崩壊。 湾岸戦争が始まる。 ソ連崩壊。 |
| 1991 | 平成3 | 厳原～博多間に高速船のジェットfoil「ヴィーナス」が就航。 | | |
| 1992 | 平成4 | 「対馬国際交流協会」設立。 | 「対馬国際交流協会」設立。 | |
| 1993 | 平成5 | 対馬～馬山間に国際定期航路が開かれる。 | [対馬洋画研究会] 洋画研究会から「対馬美術協会」に名称変更。 [対馬美術協会] 第40回美術協会展開催（以降、現在まで57回開催）。※開催数は継続して使用 | |
| 1995 | 平成7 | | [藤崎利明] 教員退職。長崎県立対馬歴史民俗資料館へ研究員として勤務（1995～1998年度）。 | 阪神淡路大震災が起こる。 |
| 1996 | 平成8 | 新万関橋に架け替える。 | | |
| 1997 | 平成9 | 対馬野生生物保護センター開所。 | | |
| 1998 | 平成10 | | [津江篤郎] 地域文化功労者表彰受賞。 | 長野オリンピック開催。 |

| | | | | |
|------|------|---|---|--------------|
| 1999 | 平成11 | | [青木秀文] 個展開催（竹川画廊／東京）。 | |
| 2000 | 平成12 | | [対馬美術協会] 第1回日韓交流美術展開催（以降、対馬もしくは釜山にて毎年実施、現在まで24回開催）。 | |
| 2001 | 平成13 | | [青木秀文] 韓国語講座を受講しはじめる。 | |
| 2003 | 平成15 | | [津江篤郎] 没。88歳。「遺作展」開催（厳原町文化会館）。 | |
| 2004 | 平成16 | 対馬市誕生。 | | 新潟県中越地震が起こる。 |
| 2005 | 平成17 | | [市民美術展] 「第1回対馬市民美術展」開催（以降、現在まで21回開催）。 [津江篤郎] 遺作展開催（ロイヤルサロンギンザ／東京）。 [青木秀文] 油彩小品展（ギャラリーm／厳原町）。 | |
| 2006 | 平成18 | 「半井桃水館」が開館。 「対馬市交流センター」が開館。 | | |
| 2007 | 平成19 | | [青木秀文] パステル画展開催（ギャラリーm／厳原町）。 | 国立新美術館開館。 |
| 2008 | 平成20 | 国指定名勝 旧金石城庭園開園。 | | |
| 2010 | 平成22 | | [青木秀文] 個展開催（ギャラリーSEL／福岡）。 | |
| 2011 | 平成23 | | 「対馬アートファンタジア2011」開催（～2021年、計10回開催）。 [藤崎利明] 《歴史に記録されなかったあのころの対馬：太平洋戦争を前後して》出版。 | 東日本大震災が起こる。 |
| 2012 | 平成24 | 対馬宗家関係資料（現長崎県対馬歴史研究センター所蔵）が重要文化財に指定（2012～2015）。 | [青木秀文] 個展開催（対馬市交流センター）。 | |
| 2016 | 平成28 | | | 熊本地震が起こる。 |
| 2017 | 平成29 | 朝鮮通信使に関する記録がユネスコ記憶遺産に登録。 | | |
| 2018 | 平成30 | | [藤崎利明] 瑞宝双光章受賞。 [青木秀文] 青木秀文油彩展開催（対馬市交流センター）。 | |
| 2019 | 令和元年 | | [青木秀文] 瑞宝双光章受賞。 | |
| 2021 | 令和3 | 対馬朝鮮通信使歴史館開館。 | | 東京オリンピック開催。 |
| 2022 | 令和4 | 対馬博物館開館。 対馬の盆踊を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録。 | [藤崎利明] 没。87歳。 [対馬博物館] 「川口誠写真展 一対馬で自然の息吹を記録する一」開催。 | |
| 2023 | 令和5 | | [青木秀文] 没。92歳。「青木秀文絵画展」開催（対馬博物館）。 | |
| 2024 | 令和6 | 対馬市誕生から20年。 | [対馬博物館] 「ふるさと讃歌 須川英之写真展」開催。 [対馬博物館] 「対馬の美術 I 対馬に生きた画家たち」開催。 [対馬博物館] 「泡ひとつよりうまれまし 山内光枝展」開催。 [対馬博物館] 「元寇750年記念・市制施行20周年記念特別展 アンゴルモア 元寇合戦記の世界一照らし出された対馬の元寇一」開催。 | 能登半島地震が起こる。 |
| 2025 | 令和7 | | [対馬博物館] 「長崎県美術館名品展 移動美術館 IN 対馬博物館」開催。 | |

【引用・参考文献】（五十音順）

一般図書

- 青木秀文著『青木秀文画集』青木秀文、2005年
青木秀文著『青木秀文画集』青木秀文、2014年
青木秀文著『青木秀文画集』青木秀文、2018年
青木秀文著『軌跡 青木秀文画集』青木秀文、2020年
青木秀文著『青木秀文〔作品集〕』青木秀文、2021年
巖原町教育委員会編『巖原町教育史』巖原町教育委員会、1972年
巖原町誌編集委員会編『巖原町誌』巖原町役場、1997年
巖原町総務課・巖原町広報委員会編『いづはら'1986 町村合併30周年町勢要覧』
長崎県巖原町、1986年
上県町誌編さん委員会編『上県町誌』上県町役場、2004年
上対馬町誌編纂委員会編『上対馬町誌』上対馬町役場、1985年
古藤満編『半佛子遺墨餘吟』、1943年
津江篤郎著『TSUSHIMA』株式会社 美研インターナショナル、2006年
津江篤郎著『津江篤郎画集』津江篤郎画伯の画集を刊行する会、1998年
津江篤郎・五島高資著『海峡の人 対馬の画家・津江篤郎』株式会社 美研インター
ナショナル、2005年
豊玉町長 長郷哲夫、豊玉町役場総務課企画係編『合併30周年・町制施行10周年記
念誌 とよたまの歩み』、1985年
豊玉町誌編纂委員会編『豊玉町誌』豊玉町役場、1992年
藤崎利明著『歴史に記録されなかったあのころの対馬：太平洋戦争を前後して』対馬市教育委員会
文化財課、2011年、p.88
美津島町誌編集委員会編『美津島町誌 町村合併二十周年記念事業』美津島町役場、
1978年
峰町誌編集委員会編『峰町誌』峰町役場、1993年
蒙日芸術文化交流会著『蒙日芸術創世記～導かれし日本芸術と神々との対話～』
M.Y.Y. コミュニケーションズ株式会社、2006年
会誌
対馬郷土研究会『対馬風土記 第21号』、1985年
対馬郷土研究会『対馬風土記 第33号』、1997年

対馬博物館における展示ケース企画から制作まで

古代展示室の企図と成果

尾上博一

1 本論の趣旨

本稿では対馬博物館の平常展示室で古代を対象とした区域に置いた展示ケースについて、完成までの経緯を踏まえながら、設計の企図を述べる。

博物館の建設にあたり開催された展示設計の協議において、平常展示室は古い時代から新しい時代へ、時系列に沿った部屋割りを基本にすることが決まった。うち、導入部に当たる総合展示室に続く古代展示室は考古学を専攻した筆者が担当することとなった。空間は考古資料で構成するが、時代や社会、遺跡や遺物の特徴をどう伝えたら良いのか留意して構想を練った。結果、縦にそびえる通称ジャングルジムケースと長く伸びるウォールケース、複層式の独立ケースという 3 種類のケースを使用して展示を構成することになった。この 3 種類のケースを考案した経緯を辿り、背後にある狙いを伝え、企図を正しく理解してもらうための一助としたい。さらに、これにより観覧者が展示をより能動的に楽しむことができるようになることを期待する。

なお、本文中、当時の状況を述べている部分があるが、そこに記載の呼称、名称は当時使用していたものを基本としている。従って、現在使用している呼称、名称とは異なる場合があるので注意されたい。

2 設計の検討にあたる体制

博物館の設計業務（対馬博物館（仮称）基本・実施設計業務）は石本・トータルメディア共同企業体が受注し、展示分野に関しては株式会社トータルメディア開発研究所が担当した。平成 28 年度から平成 29 年度にかけて展示空間の室構造や意匠、展示構成から展示ケース、展示資料までの全般について、発注者である主管部署の市総合政策部歴史のまちづくり・世界遺産登録推進室（平成 28 年 7 月 1 日から市観光交流商工部博物館建設推進室、）と市教育委員会文化財課が中心となり、県教育庁学芸文化課及び県立対馬歴史民俗資料館の意見を徴しながら、受注者と検討会議で協議・検討を重ね、設計を行った。平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から筆者は市観光交流商工部博物館建設推進室にて併任）以降は発注者と受注者との協議・検討を重ねながら仕様など細部を調整、決定しながら展示工事を進めていった。

平常展示室における展示は歴史系資料を中心として組み立てる方針としたが、その

内容は専門とする分野に基づいて検討会議の構成員が分担して責任者になり、構成に臨んだ。古代展示室については展示資料の大半が発掘調査で出土した遺物により構成されることから、筆者が担当することとなった。なお、近世展示室についても出土遺物を展示する方針となったため、考古資料に関しては筆者が担当となった。

3 古代展示室の空間整備

古代展示室の空間構成と展示ケースも前項の検討会議で議論、精察した。

(1)形態

古代展示室の平面形態は、展示計画と建築計画について、担当する検討部会での協議を踏まえ、希望する構造や物理的制限、法令及び設計上の制約を加味しながら調整を図り、決定した。展示協議では展示する資料の提示順、配置、映像やパネルの内容と位置、体験型展示の仕掛け、観覧する人の動線などを考えて、室内の設計を進めた。

(2)意匠

室内の意匠のうち、展示検討部会では特に色について議論した。壁や天井、床の色は、建築設計側は黒を主張したが、その希望を踏まえてどのような色が良いかを展示検討部会で協議、検討した。

展示設計側では、古代展示室について初期の段階から白を基調とした明るい色とする案で検討が進められていた。これに対し、建築側は、中世展示室との色調と照度の差違による影響や、空間全体が明るくなることで展示物に集中できない可能性を懸念した。建築側の意見も踏まえた上で、素材、導入費用、経年変化の具合、用途幅、維持管理費用の点を検討し、最終的に建築設計側が提案した黒を採用することで合意した。

床については、建築設計側はやはり黒を主張したが、展示設計側では観覧者の視認性が低いこと、視覚的に緊張感を強いること、展示内容との釣り合いが悪いことから、不適當と判断した。その上で、明るく、足を踏み入れやすい印象を与えること、歩行時の視認性を上げること、展示内容と調和することに注意して色を選定した。さらに、総合、古代、中世、近世と分かれた各室を象徴する主題色とすることに決め、案を詰めた。古代では、土器を焼く火、舟で外海を渡り遠方と交易した人々の情熱を表現するよう赤系の色を設定した。

(3)ケース

古代展示室に設けた3種類のケースがどのような議論の経緯で生まれたのか、議事録を引きながら辿る。

① 展示業者来島に備えた事前協議（平成28年4月19日）

出席：歴史のまちづくり・世界遺産登録推進室/文化財課/歴史民俗資料館

内容：「展示テーマ」「展示する資料」「目指す展示施設」について議論。

② 第1回展示会議（4月20日）

出席：歴史のまちづくり・世界遺産登録推進室/文化財課/学芸文化課/トータルメディア（TM）/歴史民俗資料館

内容：TMによる展示に関する発注者意向ヒアリング。施設及び展示室の平面ゾーニング案を検討（図1・2）。受注者に市からの構成資料案として尾上による考古資料の候補を説明。



図1 施設平面ゾーニング案

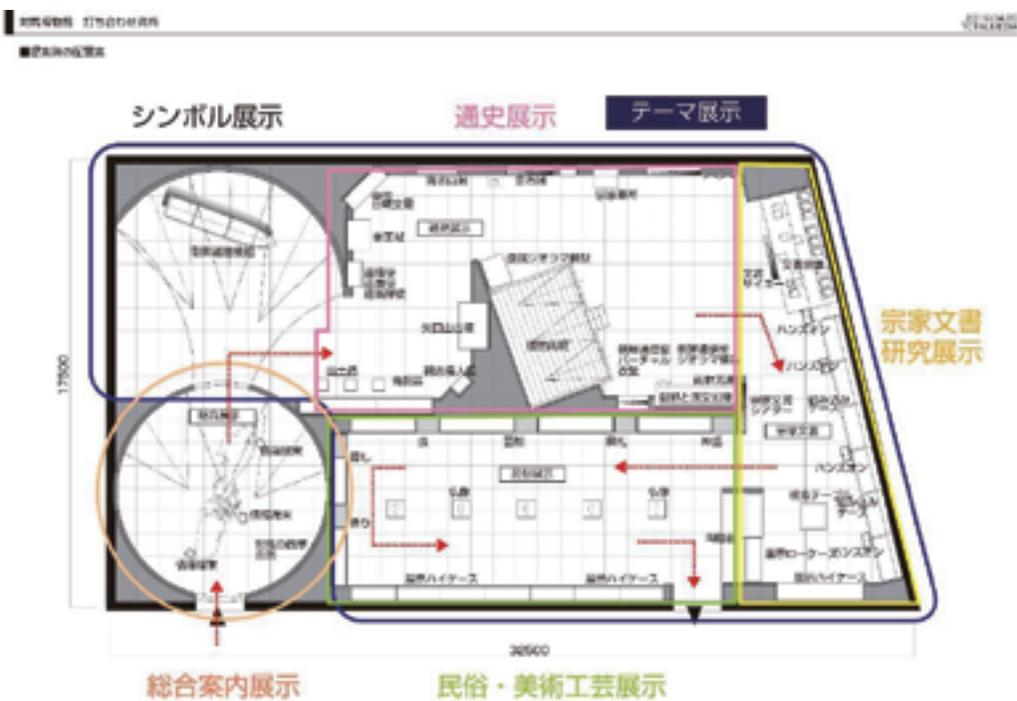


図2 展示室平面ゾーニング案

③ 第2回展示会議（5月12日）

出席：歴史のまちづくり・世界遺産登録推進室/文化財課/学芸文化課/トータルメディア/歴史民俗資料館

内容：施設ゾーニング案（図3）と展示案に関する検討。

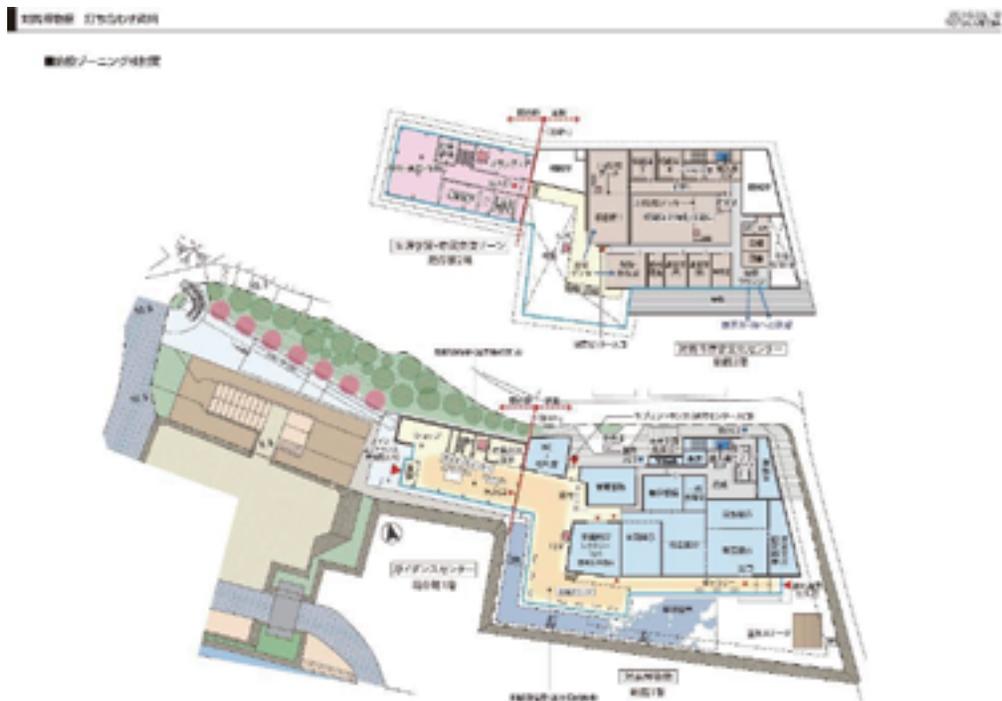


図3 施設平面ゾーニング案

④ 第3回展示会議（5月24日）

出席：歴史のまちづくり・世界遺産登録推進室/文化財課/トータルメディア
内容：A/B二つの施設及び展示室ゾーニング案の検討（図4・5・6・7）。考古資料の展示について協議。資料の特性を引き出す展示方法の検討。土器片を壁面に密に展示する。完品の少ない状況を逆手に取って「かけら」で魅せる。一方で誰もが全体像をイメージできるよう数点レプリカを製作し展示する。



図4 施設平面ゾーニングA案

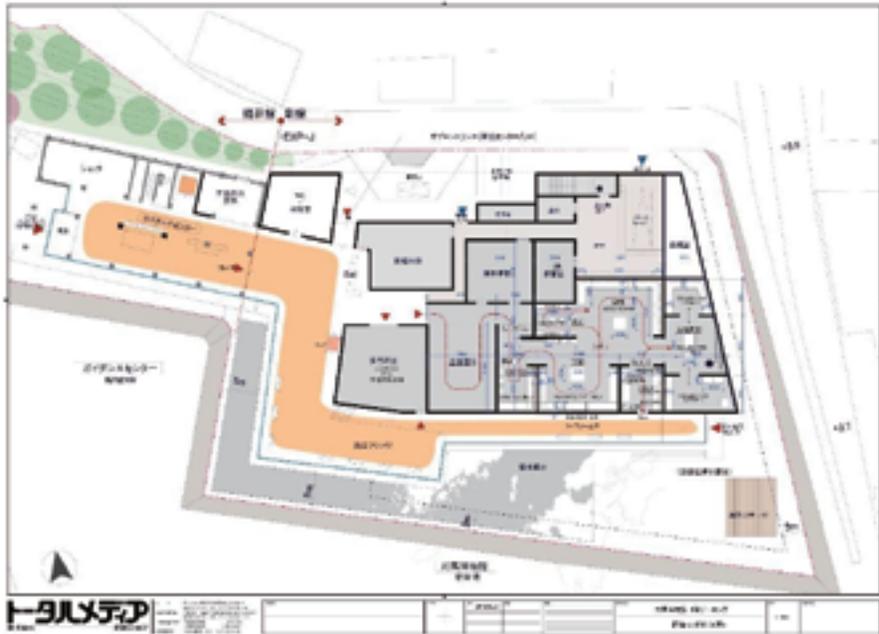


図 5 展示室平面ゾーニング A 案



図 6 施設平面ゾーニング B 案



図 7 展示室平面ゾーニング B 案

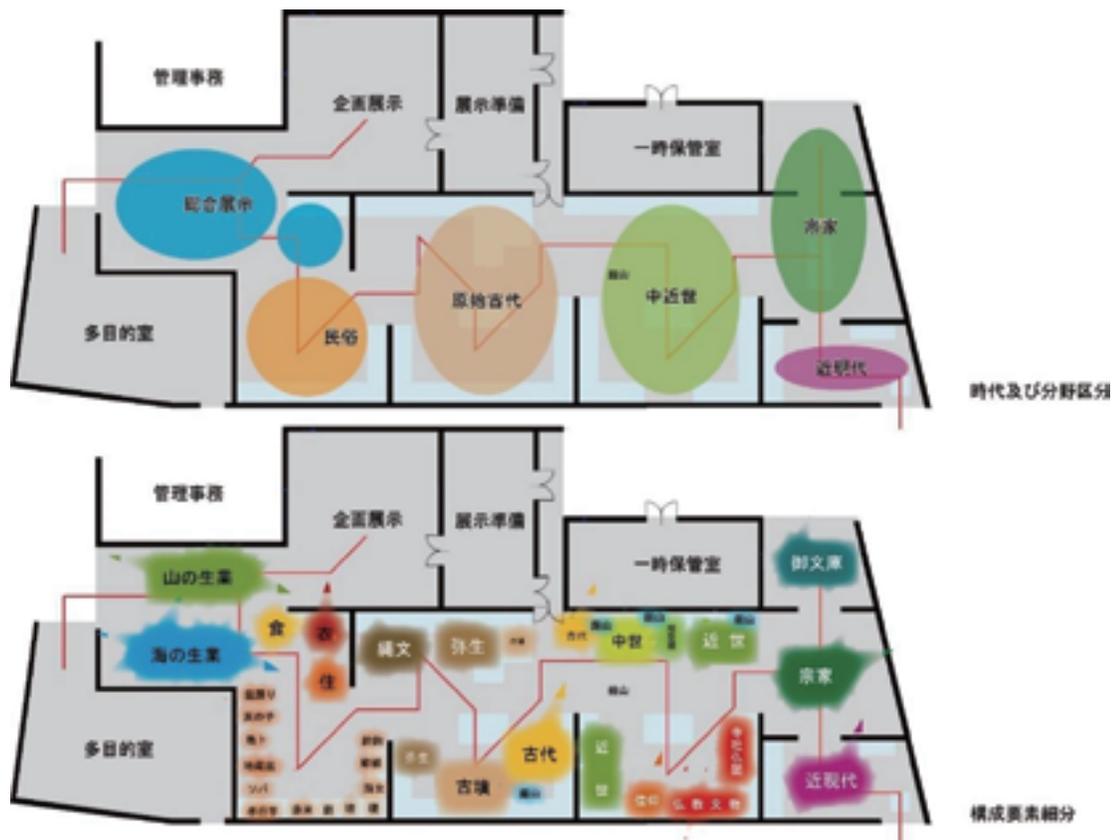


図 9 時代及び分野区分並びに構成要素細分図

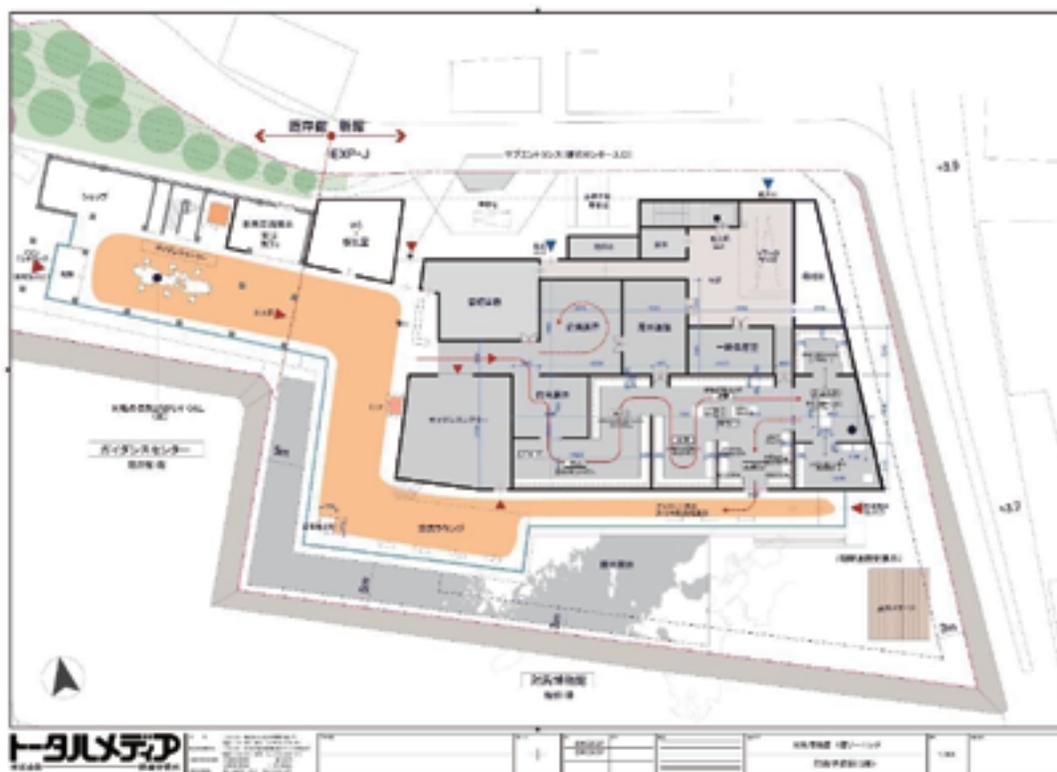


図 10 展示室平面ゾーニング案

⑦ 第5回展示会議（6月23日）

出席：歴史のまちづくり・世界遺産登録推進室/文化財課/トータルメディア
内容：各展示エリア（総合、古代・中近世、宗家文庫、近現代）構成検討。TMから前回協議を踏まえたゾーニングB案修正版（図11）の提案と建築の要望を踏まえたゾーニングC案（図12）の提示。加えて石垣や左官、銅葺、木、土など各時代から想起される素材を基にした壁面を作る、マテリアルウォールの提案（図13）。土壁に遺物を架けて展示する方式について議論。



図 11 展示平面図ゾーニング B 案修正版

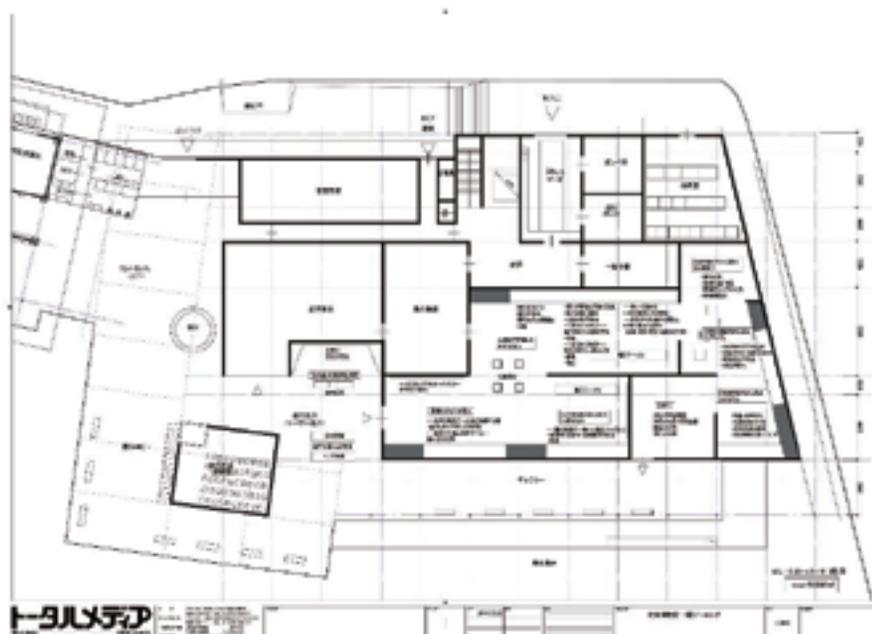


図 12 展示室平面図ゾーニング C 案

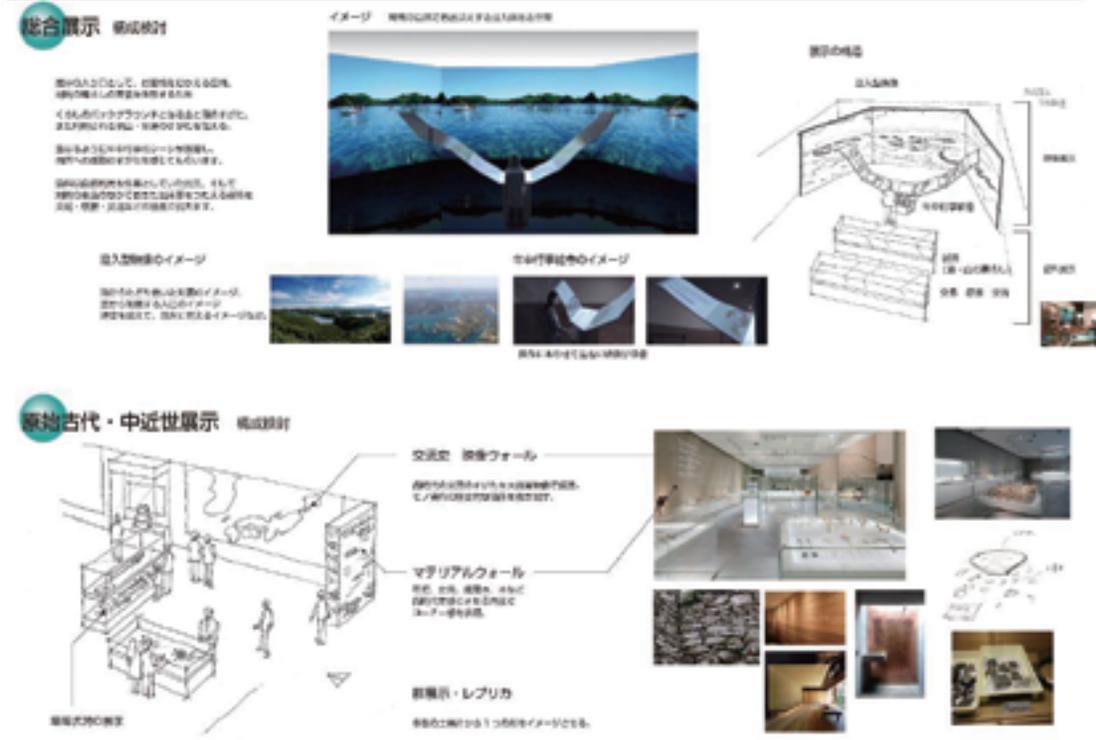


図 13 構成検討資料

⑧ 第 6 回展示会議（7 月 7 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：尾上から構成案の説明。「対馬で出土している考古資料は、数量、種類ともに非常に豊富であるが、一般的には認知されていない。これを伝えられる展示を組み立てたい。壁面を上から下まで十分に使用した展示方法、空間を立体的に使用した展示方法を取りたい。壁面は物量で資料を群として展示、島ケースは印象の強い資料を、余裕を持って展示」（尾上）。参考として他の博物館等での壁面使用方法を提示。

1. フンボルト博物館（ベルリン自然史博物館）（註 1）
2. ゼンケンベルク自然博物館（註 2）
3. ウィーン自然史博物館（註 3）
4. 新潟県立歴史博物館（註 4）
5. 江別市郷土資料館（註 5）
6. 「三内丸山遺跡」縄文時遊館内新展示室さんまるミュージアム（註 6）
7. 静岡市立登呂博物館（註 7）

⑨ 第7回展示会議（7月25日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア/石本建築事務所（石本）

内容：尾上から常設展示案について、前回の受託者展示案を基本とした展示資料の意義づけを確認。展示構成の留意点、展示構成の一部組み替え、補填に言及。TMが第6回までを踏まえた構成案を提示（図14）。石本から機械排煙のための空間確保の困難さやイニシャルコストの観点により、企画展示室を2室に分けることが提案され、これを踏まえた展示室平面構成案が提示（図15）。

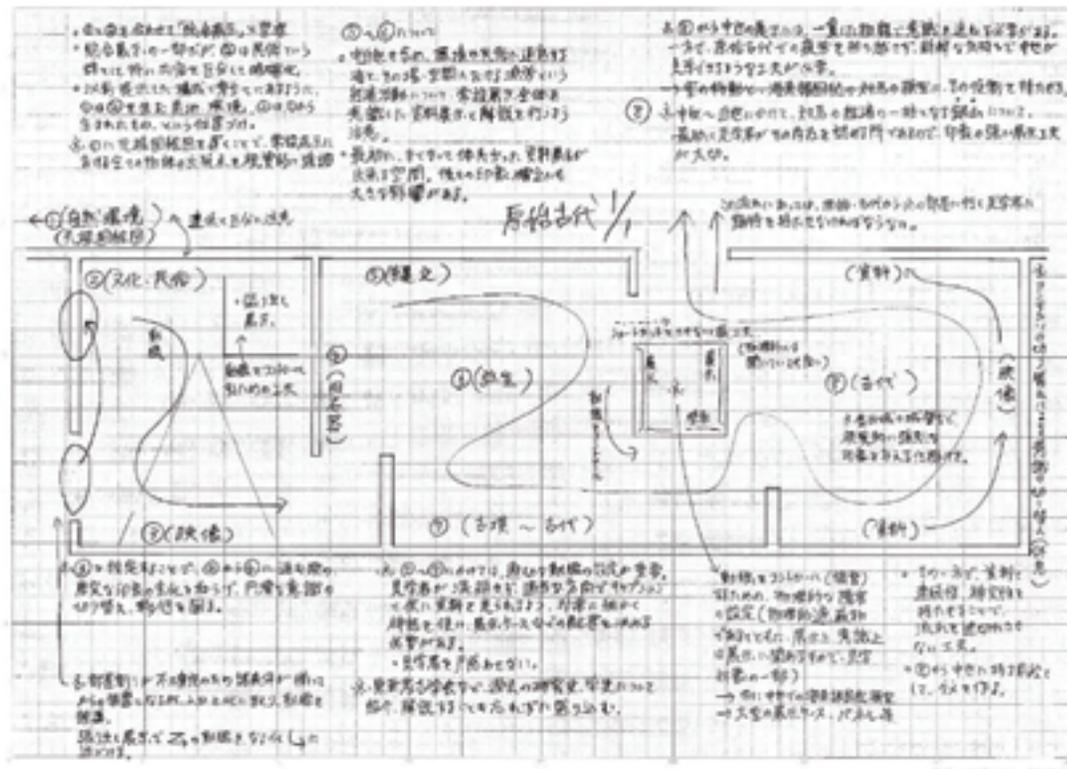


図14 第7回会議提示展示構成案（原始古代エリア）



図15 第7回会議提示建築側展示室平面構成案

⑩ 第 8 回展示会議（8 月 9 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：これまでの協議内容を整理した展示室構成図を検討（図 16）。尾上の構成案と意向を受け、マテリアルウォールを利用した展示手法の検討。「土器を群として展示することで、一般的な来館者と専門的な知識を持つ人と、2 面性に対応できる」（尾上）。石本から別途、展示室平面構成の提案（図 17）。

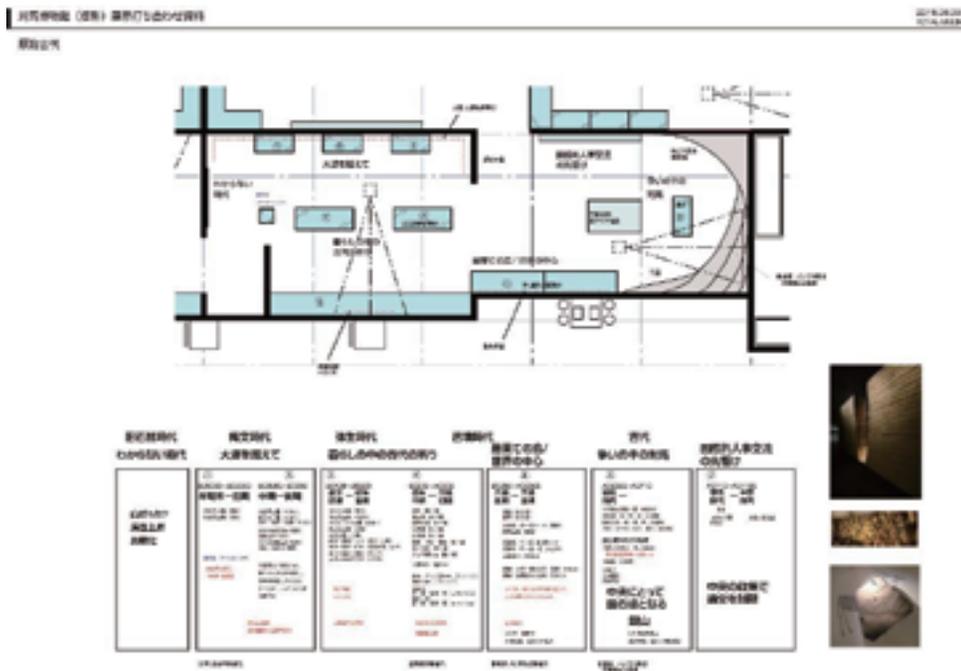


図 16 展示室構成図

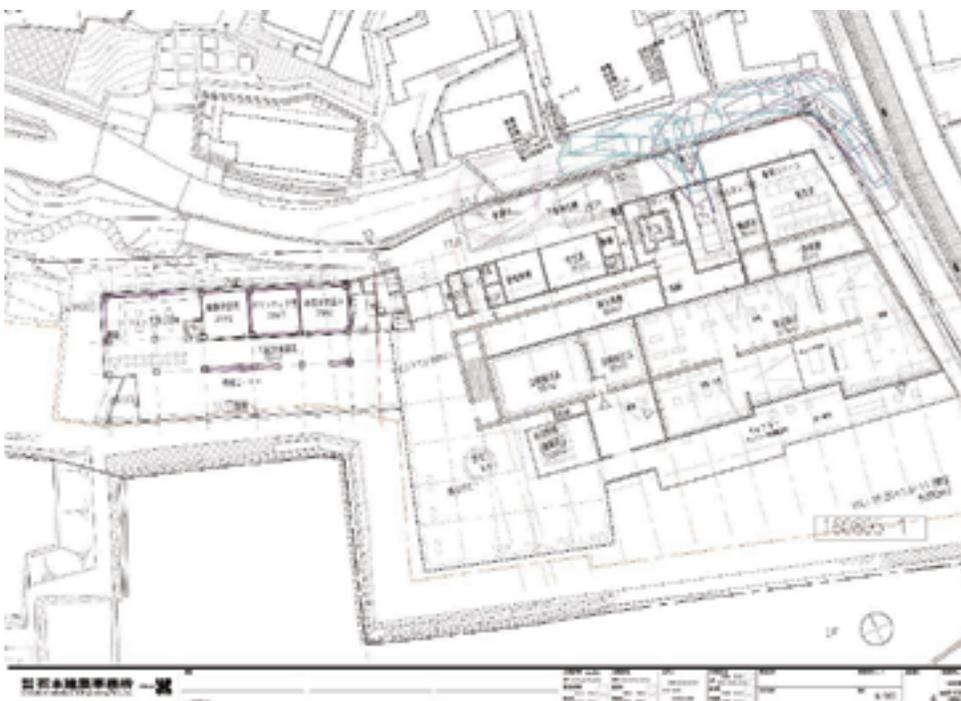


図 17 第 8 回会議提示建築側展示室平面構成案

⑪ 第9回展示会議（8月25日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：TMから前回会議を基に調整した展示室平面図（図18）とイメージ図（図19）を提示。質疑応答。「土壁の土器片群を露出展示とした場合、管理上の問題はないか（手で触れることが無いよう、手前にケースを配置する）。古墳時代は高さのあるケースを想定しているが、展示可能か。逆に弥生時代のケースは不足しないか」（TM）。

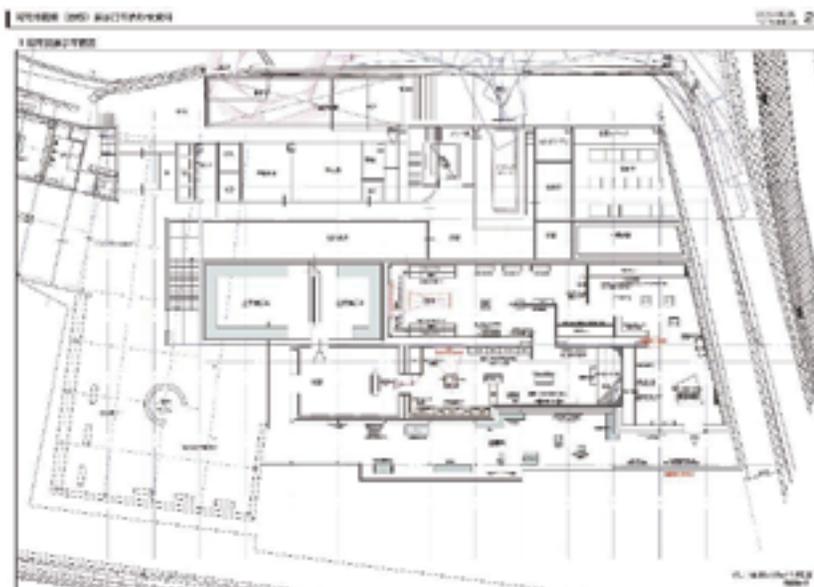


図 18 第9回会議提示展示室平面図

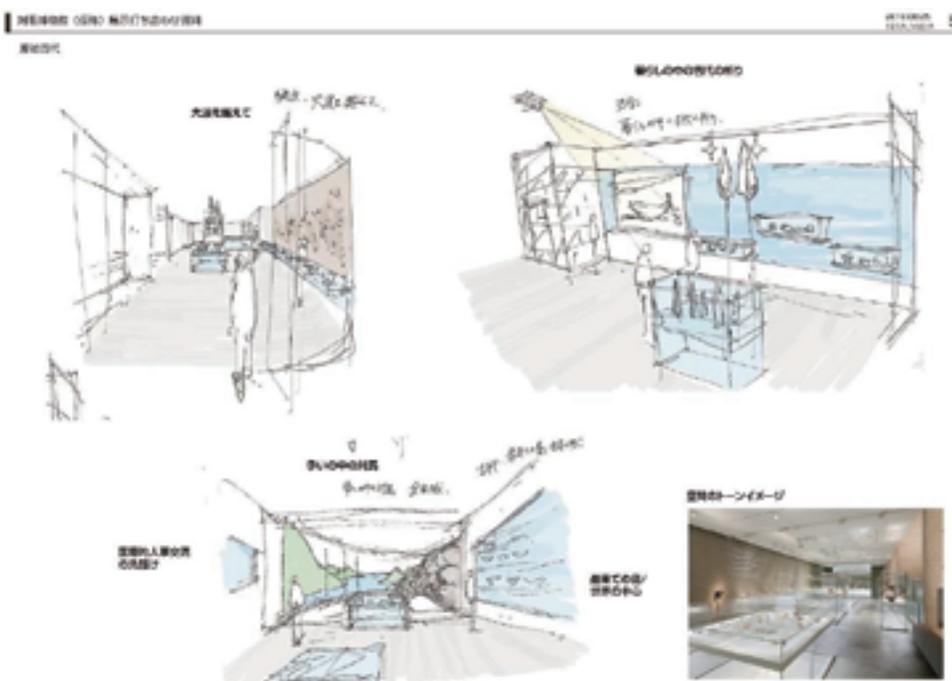


図 19 展示室イメージ図

⑫ 第10回展示会議（9月7日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：TMから展示室のイメージ（図20）と設計案（図21）の提示。「マテリアルウォールの完形品レプリカは露出展示で問題ない。壁面では歩いて眺めることで土器の変遷がわかるような展示がよい」（尾上）



図 20 アイレベルイメージ図

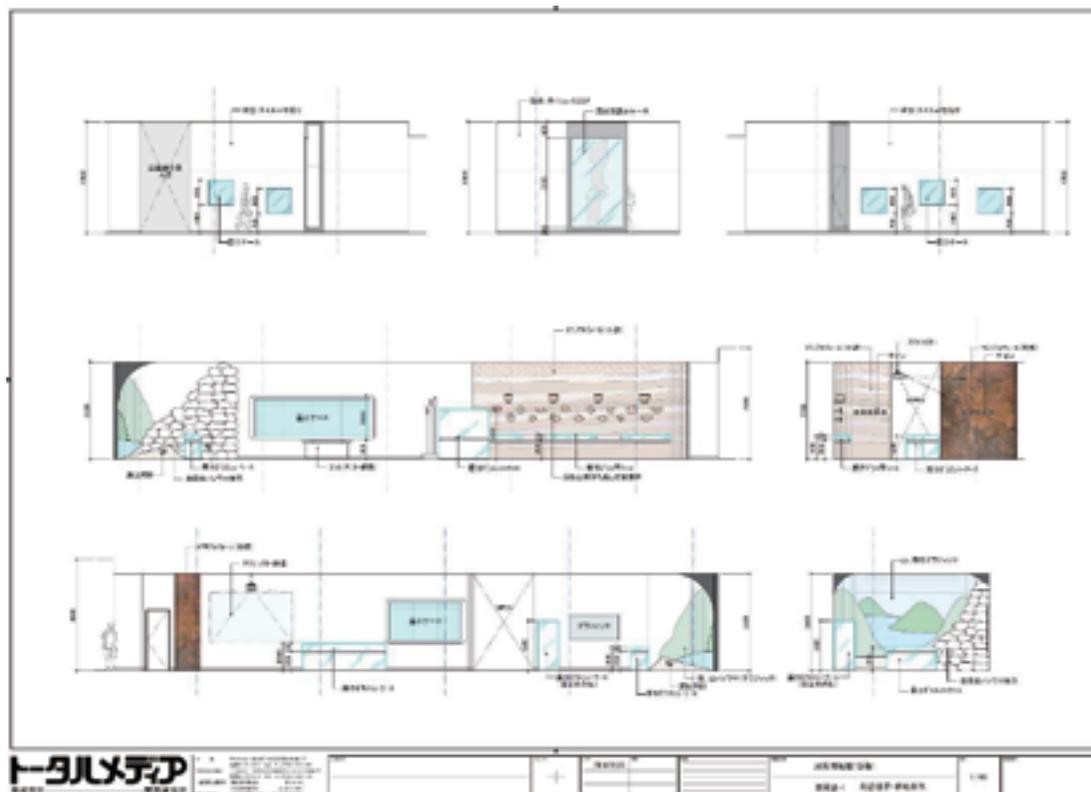


図 21 展示室設計案

⑬ 第 11 回展示会議（9 月 27 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：マテリアルウォールについて協議、検討。メンテナンス性の視点から、パーツ化、システム化するほうがよい。土器片の取り付け方や展示替えも考慮したほうが良い。群展示の方法も含め、再度検討する必要がある。

⑭ 第 13 回展示会議（10 月 13 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：TM からアイデアをまとめた資料（図 22）が提出される。平台、ケース、群展示のあり方を再構成。棚やガラスにより見通しのある壁を検討。壁面での群展示から脱却。

展示アイデアシート 原始時代

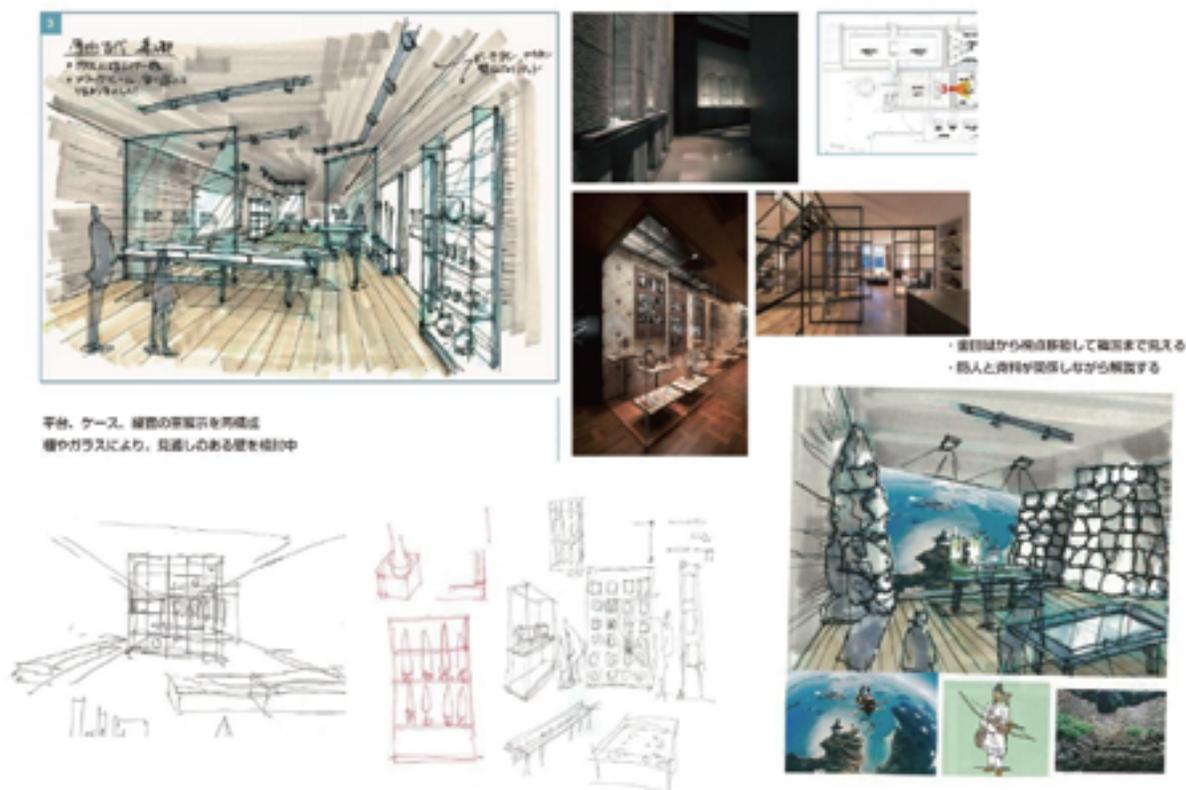


図 22 第 13 回展示アイデアシート

⑮ 第 14 回展示会議（10 月 28 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：これまでの意見や協議結果を具体化させるために TM が考案した格子状の展示ケースについて詳細を検討。群展示の実現と、解説の構成しやすい展示手法を指向したもの。尾上の意向を受け、連続するケースで年代を追って展示する具体的な方法も TM から提案された。

⑯ 第 15 回展示会議（11 月 10 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：展示構成案をもとにしたアイデアについて協議、検討。

⑰ 第 16 回展示会議（11 月 24 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア/石本建築事務所

内容：展示構成案について協議、検討。建築設計側からの意見「ジャングルジム型の展示ケースは今の案では、上部に展示したものは見づらいのではないか。現在のままでは上部は 3.5m 程度になる」（石本）。

⑱ 第 17 回展示会議（12 月 6 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/学芸文化課/トータルメディア

内容：前回の意見を踏まえ、ジャングルジム形展示ケースの枠の色を木目調とシルバーのものが設計案（図 23・24・25）とともに TM から提案される。「当初、枠の色を白にするという話もあったが、白は膨張色で視覚的に不適。シルバーは周り壁面の色がどんな色でもマッチする」「ジャングルジム形展示ケースを壁面から離すという事に関しては、物理的に壁面から離して設置するのもいいが、展示ケース自体は壁面につけたままで格子の始まりを壁から離すことでデザイン性が高くなるように思える」「ジャングルジム形展示ケースは照明に配慮する必要がある。照明の位置により展示資料の影ができるため、資料がきれいに見えない。そのため、格子ごとに照明を取り付けられるように考えている。影のでき方については CG により再現し、結果を伝えたい」（TM）

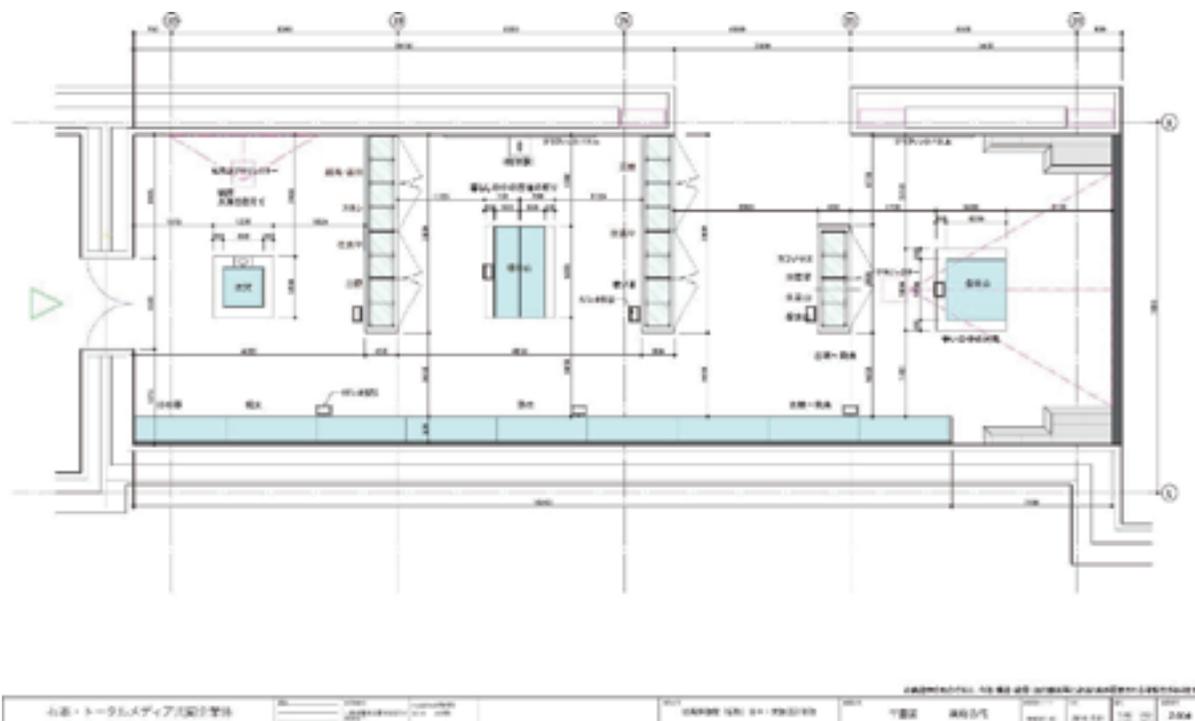


図 23 第 17 回会議提示設計案（平面）

⑲ 展示・照明会議（平成 30 年 6 月 27 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：ジャングルジムケースについて協議。サンプルを見ながら照明器具について協議する予定だったが、延期。ケース構造について TM から課題が出される。「資料が少ないと片面のみまばらに展示する形になる。開口部の部品によって表裏があるような設計だが、全面ガラス張りを生かして表裏のある構造にはしない方が良いのでは」（TM）。尾上から意見。「どちらの面から見ても良いような表裏のないケースにしたい」（尾上）

⑳ 展示・照明会議（平成 30 年 7 月 17 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア/大光電気(株)/コクヨ(株)/コクヨマーケティング(株)/(株)イトーキ

内容：ジャングルジムケースの構造と照明について協議。モックアップを用いてケースと演示具の構造及び照明の種類や配置について検討。枠の寸法について現設計の 450 mm 四方と 500 mm 四方を比較。ケースの列、段数は 6 列 7 段とする。照明についてスポットと電源ユニット内蔵型、小型、極小型、グレアレス極小型を比較。ライトとダクトの配置を検討。



図 26 平成 30 年 7 月 17 日ジャングルジムケースモックアップ及び照明検討状況

⑳ 展示・照明会議（平成 30 年 8 月 9 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア/大光電気(株)

内容：ジャングルジムケースの照明配線ダクトについて、設計変更。モックアップの確認、演示具の検討。フレーム構造の見直し。ガラス製の棚板はダボで取り外し可能とする。



図 27 平成 30 年 8 月 9 日ジャングルジムケースモックアップ及び照明検討風景

② 展示会議（平成 30 年 12 月 13 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア

内容：ジャングルジムケースの演示具モックアップ確認、検討。



図 28 演示具モックアップ

③ 展示・照明会議（平成 30 年 12 月 13 日）

出席：博物館建設推進室/文化財課/トータルメディア/石本建築事務所/大光電気(株)

内容：ジャングルジムケースの演示具と照明確認、検討。ケースは「両面表」ではなく「裏面も見える」という認識とする。この認識に立ち、亚克力製演示具の造りを見直す。演示具と棚板を兼ねた構造とし、高さにより角度を変えて固定できるような設計とする。



図 29 平成 30 年 12 月 13 日検討ケース及び演示具モックアップ

(4)具体化

(ア)役割と機能

およそ前項のような議論を重ねて、展示ケースは構想を具体化していった。前項までに述べてきた通称ジャングルジムケースとウォールケース、独立ケースに求めた機能や役割を改めて整理すると、以下のようになる。

① ジャングルジムケース

1. まとまりを持たせた群として展示することで、直感的に量と種類の豊富さが伝わるようにする。
2. 建築上制限のある平面積で展示場所を確保し、有効に生かすため縦方向に展開し、空間を立体的に使用する。
3. 天井まで資料を密度高く配置することで、宝探しのような期待感、探究心、好奇心を励起する。
4. 上下の配置で層序を想起させる時間的な新古関係を表現する。
5. 個別に焦点を当て、細部を観察させるのではなく、全体を視野に捉えさせて色、形、質の変化を感じさせる。
6. 背板や底板を持たない格子で組み上げたセルに資料を配置することで、通常のケース展示では観察できない資料の前後左右を観察可能とする。

② ウォールケース

1. 進みながら眺めることで自然と時代を追って資料の変化を伝える。
2. 時代ごとのまとまりを見せる。

③ 独立ケース

1. 特に紹介したい資料を個別に取り上げる。
2. 一帯を象徴する印象を与える。

(イ)工夫

与える役割や担わせる機能をうまく発揮するよう、試作を重ねそれぞれ工夫した。

① ジャングルジムケース

1. セルの透明性を生かすため、資料を載せる演示台をアクリル板で作る。
2. 可変性を重視して、アクリル板は取り外し可能とし、底板に直接載せる展示方法も採れるようにする。
3. 資料の配置を柔軟に設定、変更できるようアクリル板には穴を開け、ピンやテグスで固定する方式とする。
4. 上下で視線が変わり、見る位置が異なることから、アクリル板の傾斜角度をセルの高さによって変える。
5. セル内に任意で位置した資料に適切に照明を当てられるように、照明器具の上下位置が変更可能で、かつ首を自在に振れるようにする。

「2.」については、穴が資料の観察を邪魔しないこと、穴が下に落とす影の影響をなるべく小さくすること、資料を想定する必要数配置できること、という点を念頭に置き、試作品を複数作成し、実際にモックアップのジャングルジムケース内において照明を当て、使用して数と径を検討し、決定した。また、予定している資料や今後展示する可能性のある資料を考慮して、その重量への耐久性を確保した上で視覚的に邪魔にならない厚さを決定した。「3.」については、ピンの形状や色、長さ、将来も継続的に入手可能かに着目し、選定した。継続的に「4.」については、照明器具が資料を邪魔しないよう、大きさや形状に注意して選定した。なお、検討途中で小型の新製品が発売されたため、一度選定したものを急遽変更した。

② ウォールケース

1. ケース内の空間を有効に使うため、立体的に縦方向にも配置できるよう、背板のある演示台を設計し、そこに固定することで資料を展示可能とする構造にした。
2. 展示のしやすさ、対応の幅を広げるため、時代ごとの仕切りは設けない。

「1.」はジャングルジムケースと同じ発想である。「2.」については、前面をすべて取り外せるスライド式のガラスで設計し、自由度の高い展示作業を可能にした。

③ 独立ケース

1. ガラスで中板を造り、上下に積層した展示ができるよう構造を設計した。
2. 展示がしやすいように開口部を大きく取る構造にした。

「1.」はウォールケースと同様、ジャングルジムケースに具現化した発想である。

4 省察

以上、古代展示室に設計した3種類の展示ケースについて、背後にある企図や、実現するための工夫などについて述べてきた。展示室内の空間確保に制約があることを前提に、いかに解消するかを考え、限られた容積を有効活用し、むしろ利点となるような仕組みを企画、考案した。

観覧者の反応を見ると、こちらの企図が伝わらず不評を買う場合もあるが、的確に理解され、好評価を受ける場合も多い。現在、理解を促すために補助的な説明板を置いているが、あるいは設計次第ではそのようなものを置かずとも十分に伝わるような構造を発想し、開発、制作できたかもしれない。また、展示替えや維持管理など日常的使用に際し、構造上、考慮が足りなかったと省察する点が複数ある。以下にそれを記し、本稿に目を通した方に寄与できることを期待して終わることとする。

① ジャングルジムケース

1. 本体と扉に隙間があり、温湿度の変化を抑える機能に難がある。

2. 上記の隙間から空気が流入し、埃が堆積しやすい。
 3. 扉の開閉範囲と開閉場所の関係で、内部での作業が難しいセルがある。
 4. アクリル演示板の傾斜角度を変更あるいは複数選択できるような構造でなく、一つの角度で固定していたため、展示の自由度が想定よりも低かった。
 5. セルを構成する枠と前後及び横のガラス壁との間隙が大きく、資料を含めた物が落下する危険性がある。
 6. 壁面ガラスの内部清掃が困難。
 7. 設けた照明器具が一つのセルに一つであったことと、照明の広がりが比較的狭いためセル全体あるいはセル内の複数の資料を広く照らすことが困難。
- ② ウォールケース
1. 前面のガラス壁を取り外す際、重量があり必ず複数人を作業に要するとともに、扱いの難易度が高い。
 2. 各時代の解説パネルをはめ込み、固定してしまったため、それぞれの展示容量の変更ができない。
 3. 手前上方からの線状照明のみを設置し、下からのあおり照明を付けなかったため、下部に影ができる資料がある。
- ③ 独立ケース
1. 中板に置いた資料が床板に落とす影が想像した以上に濃く、資料の配置が難しい。
 2. ケース内に照明を設けなかったため、上記の影の解消が難しい。

【註】

註 1 Museum für Naturkunde - Leibniz-Institut für Evolutions- und Biodiversitätsforschung an der Humboldt-Universität zu Berlin

<https://www.museumfuernaturkunde.berlin/en>

註 2 Senckenberg Forschungsinstitut und Naturmuseum

<https://www.senckenberg.de/de/>

註 3 Naturhistorisches Museum Wien

<https://www.nhm.at/>

註 4 <https://nbz.or.jp/>

註 5 <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kyodo/>

註 6 <https://sannaimaruyama.pref.aomori.jp/information/museum/>

註 7 <https://www.shizuoka-toromuseum.jp>

自然史標本資料の取り扱いに係る法規・条例

谷尾崇

1 本論の趣旨

自然史標本は鉱物・岩石・植物・動物などの自然界から得られた標本資料である。その採集に際しては様々な法令や条例上のルールが存在し、標本資料化された後においても、その譲渡や売買において法規制が関わってくるケースがある。さらに、法令等の改廃や対象分類群の追加・削除などによって規制内容の変化が毎年のように生じるというのは、自然史分野ならではのだろう。本稿ではこうした自然史標本を取り巻く法分野的環境について備忘録として取りまとめたい。

2 自然史標本の採集にかかる規制

自然史標本を採集しようとするときに考慮しなければならないこととして、①採集前の状態において所有者は誰かという問題と、②採集するという行為そのものに規制が存在するか否かという問題の、大きく2つの側面での事象が考えられる。

(1) 自然物の所有権

自然史標本は他分野の資料と異なり、人間活動から生み出される創造物ではなく、自然界からその一部を資料として採集する。しかしながらその自然物についても、民法上の所有者が存在する場合が少なくない。

鉱物・岩石・砂・土などはその土地の所有者に所有権が存在する。民法上これらは土地の構成要素あるいは土地そのものとして規定されている為である。土地に生育する草木などの植物やきのこ等の菌類は民法上定着物とみなされ、これらは土地の所有権に吸収されるため、土地・定着物のいずれも不動産という扱いになる。立木（りゅうぼく）については、土地に生育している状態のまま土地とは別の不動産として所有権の管理・移転を行うことも法律（立木法）で認められているため、樹木に対してはそのような所有権標記が無いか確認する必要がある。なお、日本の民法においては、「所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」（民法第239条第2項）とされていることから、土地・定着物については必ず所有者が存在することになる。陸上では無主の土地が存在しない一方で、海には所有権が認められていない。このため、海面下に生育あるいは漂流する海藻・海草等については、所有者の存在しない無主物となる。なお、河川や湖などの内水面は、河川管理者が存在するため、そこに落ちている転石なども河川管理者の所管となる。一級河川は国土交通大臣が、二級河川は都道府県知事、準用河川は市町村長が河川管理者である。ため池な

どの止水域は土地所有者が存在し、私有地であることも多い。

動物は、土地に生息しているとしても、そこに固着しているわけではないと考えられることから、ほとんどの場合で法令上は動産として取り扱われ、土地所有者の所有物とはみなされない。動産である動物は、家畜やペットでは所有者が存在するが、自然界に自生・野生している場合には所有者が存在しない無主物となる。無主物には「所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。」（民法第 239 条第 1 項）という無主物先占が規定されている。動物を捕獲・漁獲したときに、この無主物先占の考え方によって、猟師・漁師の人に獲得した獲物の所有権が発生する。自然史標本に当てはめると、採集を行うことによって初めて、採集した人物に所有権が発生する。

(2) 自然物の採集行為にかかる規制

所有者が存在する自然物の採集

所有者の存在する自然物を採集しようとする場合には、当然ながら所有者の了解が必要となり、了解なしに採集した場合には所有権侵害となる。地学標本や植物標本の採集の際には、地権者がその所有者となるため、予めその了解・許可を得る必要がある。植物標本採集において地上部と地下部の双方を採集することはよくあると思うが、所有権の異なる土地境界上においては注意が必要で、地上部はどこまで伸びてもその根元がある土地の所有権に帰属するのに対して、地下部に関しては土地境界でその所有権も分かれる。

土地の所有者を調べることはなかなか容易ではないが、公有地については調べる手段がある。国有林はインターネットでその範囲を調べることが可能（国有林の森林計画図 - 林野庁 HP）であり、県有林・市町村有林も一部自治体では位置図を公開している。特定の種の地質標本や植物標本の採集が目的の場合には、分布する地域内で公有地を探し、所管する部署に相談するのがスムーズと考えられる。私有地の場合は所有者が明記されていることは稀であり、山林や原野で所有者を調べることは困難である。ただし、地区の区長などが自治体から任命されている場合には、区長が地域の事情に明るい。まずは当該自治体の山林を管理する部署などに問い合わせるのが無難である。

無主物の採集

次に、所有者が存在しない無主物の採集について考える。基本理念としては無主物先占が適用となるのだが、無主物だからといってどこでもなんでも占有行為を行ってよいわけではない。

動植物種を問わない採集規制

自然公園法では自然風景地の保護を目的として、国立公園・国定公園での開発行為や草木の採取、動植物の採集を制限している。最も制限の強い特別保護地区では、動植物の採集・損傷、落葉・落枝の採取、鉱物・土石の採掘・採集が規制されている為、何らかの自然物の採集を行おうとする際には必ず許可が必要となる。特別保護地区以外の特別地域では、木竹の伐採、鉱物・土石の採掘・採集が規制されており、さらに指定区域内では木竹

の損傷も規制されている。国立公園は環境省の所管となり、国定公園は都道府県の所管となる為、規制行為対象となる採集活動を計画する際に前者では環境大臣の、後者では都道府県知事の許可が必要となる。それぞれ環境省、都道府県の自然保護を所管する課に問い合わせの上、所定の許可申請を行うことになる。

様々な行為規制が存在する一方で、自然公園法では「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」については許可申請を必要としないとしており（法第 20 条 9 項 5 号、第 21 条 8 項 5 号）、その具体的内容を示した自然公園法施行規則では特別地域内での「土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。」は許可不要であるとされている（法第 12 条 19 項）。

文化財保護法では名勝地や動植物の種または個体群・個体、地質鉱物を天然記念物・特別天然記念物（本稿ではまとめて天然記念物と呼ぶ、以下同様）に指定している。天然記念物に指定されている地域では動植物・鉱物・土石の採集は現状変更とみなされるため、文化庁長官の許可が必要となる。

都道府県・市区町村でも文化財として天然記念物を指定しており、これらの指定を受けた地域でも採集行為には首長の許可が必要である。

自治体によっては独自の自然保護に関する条例を定めていることが少なくない。条例で保護地域を定めている場合には当該地域での採集行為には首長の許可が必要となる。

注意しなければならないのは自然公園法・文化財保護法・自治体の文化財保護条例・自然保護条例について、それぞれ別々に許可申請が必要となる点である。さらに、当該地域が国有林であれば森林管理局への入林届が必要である。親切的な担当者であれば、関係する別の法令・条例や部局を案内してくれることもあるが、関係部局間で相互に情報共有している訳ではないので、申請者側が調べた上で、必要な関係機関に遺漏なく申請を提出しなければならない。

特定の動植物種に対する採集規制

① 地域を問わない採集規制

環境省の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「種の保存法」と呼ぶ）では、国内に生息する動植物のうち、特に絶滅の恐れが高い種を指定して、採集や捕獲等を規制している。この法律の中で、「国内希少野生動植物種」と「特定第一種国内希少野生動植物種」「緊急指定種」は捕獲・採取等が規制されている。学術研究等を目的とした採集の際には環境大臣の許可が必要となる。

文化財保護法における天然記念物・特別天然記念物に指定されている動植物・岩石・地質については、採集行為は「現状変更」と見なされるため、文化庁長官の許可が必要となる。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法もしくは狩猟

法)では鳥類と哺乳類の保護ならびに狩猟対象種・猟期を規定しており、基本的には野生の鳥類・哺乳類は許可なく捕獲することができない。学術目的等での捕獲には環境大臣もしくは都道府県知事の許可が必要である。同法で狩猟鳥獣と定められている種については、狩猟者登録を行った上で適正な狩猟方法・猟区・猟期を守れば狩猟が認められているほか、法定猟具以外による自由猟法であれば登録が無くとも猟期中の狩猟が認められている。ただし、いずれの狩猟行為も鳥獣保護区や休猟区では禁止となるため、区域の確認が必要である。上記の狩猟鳥獣以外にも都道府県や市町村単位で有害鳥獣を指定しており、所管する自治体にて従事者登録を行えば狩猟することが可能となる。

水産資源保護法では、水産資源の保護培養のために採取規制を講ずることができ(法第4条)、農林水産省令(平成5年農林水産省令第15号)においてヒメウミガメ(卵含む)・オサガメ(卵含む)・シロナガスクジラ・ホッキョククジラ・スナメリ・ジュゴンの6種を採捕禁止に指定している。なお、これらの種は死亡個体の漂着であっても所持(採集)は認められていない。学術目的の場合に限り、死亡個体の発見から3日以内に報告と許可申請を行って許可を得ることで、初めて所持が認められる。譲渡時にはこの許可証を添えて移転することが義務付けられている。内水面では、サケの採捕を禁止している(法第28条)。

② 地域を限定した採集規制

自然公園法では国立公園・国定公園ごとに省令で定める動植物種の採集や損傷を禁止している。同法に定める海域公園地区でも、指定区域内での指定種の採集や損傷を禁止している。学術研究等を目的とする採集に際しては、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可が必要となる。

沿岸地域での採集には漁業権の確認も必要となる。漁業法による共同漁業権が設定されている地域では、権利者以外の者による対象生物の採捕・漁獲は漁業権侵害となる。対象となるのは「藻類・貝類・いせえび・うに・なまこ・たこ」などの定着性の強い生物であり、地域によって共同漁業権が設定されている種は異なるので、採集を計画する前に調べておく必要がある。

水産資源保護法では水産資源の保護培養を目的として保護水面を設定することができ、農林水産大臣または都道府県知事がこれを指定できる。保護水面では保護対象とする動植物種も併せて指定され、これらの採捕等が禁止となる。

都道府県では独自の自然環境保全条例を定めており、それぞれに種を指定して採集等の行為を規制している。47都道府県の条例一覧は環境省が取りまとめた資料があるので、参照されたい(環境省_自然環境保全地域各種データ <https://www.env.go.jp/nature/hozen/data.html>)。市町村でも独自の条例を制定している場合もあるため、採集計画の際に調べておく必要がある。

3 自然史標本の移転にかかる規制

自然史標本では、一部の場合において、その譲渡や売買に規制がかけられている。

「種の保存法」では、国内希少野生動植物種・特定第二種国内希少野生動植物種・緊急指定種について、生きている個体やその死骸、標本等の移転に規制がある。国内希少野生動植物種と緊急指定種は売買・譲渡し・頒布などの所有権・占有権の移転が規制されており、その相手先が仮に公的機関であっても、環境大臣の許可が必要となる。特定第二種国内希少野生動植物種については、生きている個体や標本等の譲渡しは認められているが、販売や頒布、およびそれらを目的とした採集等は規制されている。CITES（*Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora*（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、ワシントン条約とも呼ぶ））に指定されている附属書Ⅰ類や附属書Ⅱ類の種についても、標本の移転や売買に国際的な規制があり、「種の保存法」はその国内法でもある。国内での標本の移動・売買については附属書Ⅰ類の種に規制がかかっている。上記それぞれに該当する種の標本資料を譲渡する場合には、譲渡の前に譲渡元と譲渡先の双方が環境大臣から許可を得ることとなる。ただし、登録博物館や大学博物館等では許可申請手続きの一部が省略可能であり、比較的スムーズに寄贈することができる。なお、これら「種の保存法」の指定種であっても、環境大臣からの許可を得れば、無償寄贈だけでなく有償での寄贈（つまりは博物館などによる購入）も可能となるケースがある。どのような場合に許可が降りるか一概には言えないため、まずは相談があった段階で環境省の担当部署（自然環境局 野生生物課）に連絡し、判断を仰ぐ形になる。

| 指定区分 | 指定基準等 | 捕獲等 | | 譲渡し等 | | 陳列・広告 (販売・頒布目的) | 輸出 | 輸入 | 指定種の例 |
|-----------------|------------------------------------|---------|------|---------|------|--------------------|----|----|-------|
| | | 販売・頒布目的 | それ以外 | 販売・頒布目的 | それ以外 | | | | |
| 国内希少野生動植物種 | 絶滅のおそれの高い種のうち、その存続に支障をきたす事情がある種 | × | × | × | × | × | × | ○ | |
| 特定第一種国内希少野生動植物種 | 商業的な繁殖技術が確立されている種 | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 特定第二種国内希少野生動植物種 | 流通等を目的とした捕獲等を規制することにより、種の保存が期待される種 | × | ○ | × | ○ | × | × | ○ | |

環境省 HP より抜粋・著者編集

4 対馬における自然史標本を取りまく条例・規制

ここまで各種の法令等について見てきたが、当館が所在する対馬において該当する条例や法令について紹介したい。

対馬で見られる動植物のうち、環境省の「種の保存法」で指定されているのは、哺乳類が1種、鳥類が8種（渡り鳥含む）、両生類1種、昆虫5種、維管束植物7種となっている（令和7年1月現在）。このうち、ゲンゴロウ・タガメは特定第二種に、ツシマヒョウタンボク・ハナナズナ・ウスギワニグチソウ・ムラサキカラマツは特定第一種に指定されている。

国の文化財保護法の対象である天然記念物が対馬にも存在する。「御岳鳥類繁殖地」「洲藻白嶽原始林」「龍良山原始林」「鰐浦ヒトツバタゴ自生地」が指定されており、区域内での動植物の採集・土石鋳物の採取は文化庁の許可が必要となる。このうち前者3つは自然公園法における壱岐対馬国定公園の特別保護地区にもなっているため、長崎県知事の許可なしに採集活動はできない。許可申請等については長崎県自然環境課が所管しており、壱岐対馬国定公園の区域図は長崎県のHPにて公開されている。他に種として指定されている天然記念物にツシマヤマネコ・ツシマテンがある。これらも文化庁の許可なしに捕獲や殺傷はできない。

長崎県の指定文化財としても、「阿須川のアキマドボタル生息地」「豊玉の和多都美神社社叢」「対馬海神神社の社叢」「千尋藻の漣痕」が地域での指定となっており、その他に古木の指定が複数件ある。これらは長崎県の学芸文化課などが所管している。

長崎県の自然保護条例として「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」がある。この条例に基づいて令和7年1月現在で植物27種、両生類1種、魚類7種、甲殻類1種、貝類14種、昆虫類11種が指定されており、捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されている。種によって県全域が規制対象のものと、市・町単位で規制されている種があるので、詳細は長崎県のHPを確認されたい。こちらも所管は長崎県自然環境課である。

対馬市の条例においては希少種保護条例といったものは制定されていないが、市指定の天然記念物として「鰐浦ヒトツバタゴ」「ツシマウラボシジミ繁殖地」「アキマドボタル」が指定されている。鰐浦ヒトツバタゴは生息地での指定であり、他地域に生えるヒトツバタゴは対象外である。ツシマウラボシジミは環境省の「種の保存法」の国内希少野生動植物種にも指定されているため、いずれにせよ採集等は許可なしにできない。他にいくつかの古木なども市の天然記念物に指定されているが、ここでは割愛する。

5 まとめ

本稿では自然史標本を採集・移転する際に関係する各種法令・条例について取りまとめてみ

た。自然史標本は人文系の資料と違い、研究者や愛好家が自ら採集して構築できる標本資料群である。誰にでも収集をはじめやすい一方で、きちんとルールを知っておかないと違反となってしまう。在野の方々の標本収集に大きく依存している学問領域であるからこそ、適正な情報発信・普及啓発に努め、その理解と把握に協力するのも博物館の使命だろう。なお、自然史標本資料の採集・譲渡等に関わる法令については、可能な限り多くをご紹介したつもりだが、漏れもあるかもしれない。また、冒頭でも述べたようにこれら法令・条例は改廃が起こる。特に指定種リストなどでは、種の追加が毎年のように行われている。実際に採集を計画したり、所有している標本を誰かに移転したりする際は、必ず自身でも関係法規の確認を行い、必要に応じて行政機関や近隣の博物館等に相談してほしい。本稿に記載されていない関係法規があれば、ぜひ対馬博物館までお知らせ願いたい。

参考文献

- “e-Gov 法令検索”. 2025. <https://laws.e-gov.go.jp/> (令和7年1月30日参照) .
- “野生生物の保全と持続可能な利用 ワシントン条約と種の保存法”. 環境省. 2025. <https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/index.html> (令和7年1月30日参照) .
- “国内希少野生動植物種一覧”. 環境省. 2025. <https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html> (令和7年1月30日参照) .
- “自然環境保全地域各種データ”. 環境省. 2025. <https://www.env.go.jp/nature/hozen/data.html> (令和7年1月30日参照) .
- “国有林の図面”. 九州森林管理局. 2025. <https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/zumen.html> (令和7年1月30日参照) .
- 倉重加代, 2006. 海岸での採取行為とわが国の法制度. 漂着物学会誌 第4巻: 31-37
- “指定文化財一覧”. 対馬市. 2025. <https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/soshiki/kyouiku/bunkazaika/bunkazai/bunkazai/1301.html> (令和7年1月30日参照) .
- “長崎県の希少野生動植物”. 長崎県. 2025. <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashikankyo/shizenkankyo-doshokubutsu/rarespecies/> (令和7年1月30日参照) .
- “国有林の森林計画図”. 林野庁. 2025. https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyu_rin_map.html (令和7年1月30日参照) .

執筆者一覧（掲載順）

小栗栖まり子 対馬博物館学芸員（主任）
尾上博一 対馬博物館学芸員（参事兼課長補佐）
谷尾崇 対馬博物館学芸員（主事）

対馬博物館紀要 1

発行日 令和7年3月31日

編集・発行 対馬博物館

〒817-0021 長崎県対馬市厳原町今屋敷 668 番地 2

TEL 0920-53-5100

印刷 株式会社 厳原印刷所

〒817-0012 長崎県対馬市厳原町日吉 301

TEL 0920-52-0665
